

フランスとドイツの家庭生活調査

平成 17 年 4 月

内閣府経済社会総合研究所編

本調査は、内閣府経済社会総合研究所が財団法人家計経済研究所に委託した「日本・フランス・ドイツにおける家族・家庭生活に関する調査報告書」である。

目 次

序章	1
第 1 章 ドイツ社会とフランス社会の概要	4
1 ドイツ社会の概要	
2 フランス社会の概要	
3 ドイツとフランスの家族	
第 2 章 フランス・ドイツ・日本の出生動向	9
1 長期動向	
2 合計特殊出生率の動向（1960 年以降）	
3 純再生産率	
4 テンポとカンタム	
5 出生順位別出生割合	
6 出生タイミングの変化	
7 婚外出生割合	
8 人工妊娠中絶	
9 結婚・離婚・同棲などの動向	
10 出生力格差と家族政策の影響	
第 3 章 ドイツ、フランスの労働政策	35
1 ドイツ、フランスの労働力	
2 失業率	
3 女性のパートタイム就業比率	
4 賃金について	
5 労働時間	
第 4 章 ドイツの家族政策	50
1 戦前の動き	
2 旧西ドイツ地域での家族政策	
3 旧東ドイツ地域での家族政策	
4 再統一後の家族政策	
5 財政的支援	
6 労働政策上の施策	
7 保育・育児サービス	
8 家族のための地域同盟イニシアティブ	
9 ドイツの家族政策の特徴	

第5章	フランスの家族政策 ・・・・・・・・・・・・・・・・	60
1	フランスの家族政策の概要	
2	家族政策の内容	
3	フランスの家族政策の課題	
第6章	ドイツの保育・教育制度と子育て ・・・・・・・・	103
1	保育サービス	
2	教育制度	
3	ドイツにおける母親イメージと役割	
第7章	フランスの保育・教育制度と子育て ・・・・・・・・	113
1	教育行政の現状	
2	教育制度の概観	
3	就学前教育	
4	初等教育	
5	中等教育	
6	高等教育	
第8章	ドイツとフランスの家族生活 ・・・・・・・・	123
1	同棲・結婚	
2	現在の就業状態と働き方	
3	出産前後の働き方	
4	家庭生活	
5	家計管理	
6	性別役割分業意識	
付録	調査の方法および調査票	174

執筆者（五十音順）

神尾 真知子（尚美学園大学教授）・・・第5章

坂口 尚文（（財）家計経済研究所研究員）・・・第3章

永井 暁子（（財）家計経済研究所次席研究員）・・・第1章、第8章

原 俊彦（北海道東海大学教授）・・・第2章、第4章

早川 美也子（上智大学大学院博士課程）・・・第7章

アネモネ・プラッツ（オーフス大学助教授）・・・第6章

序章 報告書の概要

1. 「日本・フランス・ドイツ家族・家庭生活調査」の目的

フランスは出生促進型の家族政策をとっている国として著名である。2003年の合計特殊出生率は欧州の中では非常に高く1.89となっている。フランスの隣国であるドイツは日本と同様、男性稼得者役割モデルを維持しているといわれている。ドイツでは、合計特殊出生率は1.31と低迷しており、フランスとは対照的に、そして日本と同じように、少子高齢化が進行している。

フランスとドイツの比較は、日本の家族政策を考える上で有用である。しかし、両国の家族政策、労働政策などの分析や、家族・家庭生活の実態の解明は今まで十分に行われていなかった。そこで、日本・フランス・ドイツ家族・家庭生活調査（以下本調査という）では、両国の人口学的視点から出生率の推移を分析し、社会保障法、労働経済学的観点から家族政策や労働政策を比較し、家族社会学的観点からその制度下にある家族・家庭生活について明らかにすることを目的としている。今後の日本の家族政策について議論する際の参考資料とすべく、本調査によって日本とフランス、ドイツの家族・家庭生活の類似点や相違点を明らかにする。なお、日本のデータについては、財団法人家計経済研究所が実施した調査「現代核家族調査」を活用する。

2. 調査結果の概要

本報告書では、本調査結果をふまえて、以下のような章立てによりドイツとフランス、それに日本の家族・家庭生活について分析した。

「第1章 ドイツ社会とフランス社会の概要」では、経済、政治体制、家族のありようなどについて、大まかに両国の特性を紹介している。

「第2章 フランス・ドイツ・日本の出生動向」では、出生率の推移とその変化の要因について検討している。出生率の低下は、近代化の中で多くの国が経験してきている。大まかに言えば、いずれの国でも子ども2人に収斂してきている。本章では、現在のフランスとドイツ・日本との出生力格差が、第2子から第3子への子供数の拡大の差や、それを含めた30-34歳という高年齢でのキャッチアップの力強さの違いに起因すること、その背景にはフランスの家族政策が第3子の出生に影響した可能性を否定できないとしながらも、第3子は第2子と並んで、政策の施行以前から同国の歴史的にはむしろ増加傾向にあり、また無子割合も低下傾向にあったことを指摘している。さらに、国ごとの出生率の相違について考える際には、家族形成や家族の規模に対する社会規範の歴史的な相違が関連するとしている。

「第3章 ドイツ、フランスの労働政策」では、女性の労働力率の推移、雇用形態、労働時間、賃金などについて比較している。女性の育児期において、両国とも経済援助には力を入れているものの、フランスでは法制度の整備のみならず託児施設の充実等で継続就業を支援しているのに対し、ドイツでは育児休業の充実に力を入れているという大きな違いがある。また、両国とも法制度等でパートタイム労働者の保護が規定されているものの、実際は待遇面などでの格差が依然として残っている。女性労働者の選好の違いも大きく、ドイツでは子供が小さいうちは親がその面倒をみるということ暗黙の前提としている3歳児神話の影響などにより、フルタイム就業よりパートタイム就業を選好する傾向があり、フランスではパートタイム就業よりフルタイム就業を選好する傾向があると指摘している。

「第4章 ドイツの家族政策」では、子どものいる家庭への経済的支援、育児休業、保育サービスについて、歴史的な変化と今日の状況について説明している。ドイツの場合、「家族と就業の両立」という概念はあるものの、3歳児神話を前提としている点で日本とよく似ている。このため、母親のフルタイム就業を前提とした、3歳児未満の子供を対象とする保育施設・機会は、今日まであまり発達していない。現在は、政策の基本的な方向としては、児童手当や扶養控除の増額・拡充などによる経済的支援の強化とともに、育児休業制度の拡大と運用の柔軟化など、仕事と家庭の両立・調和をめざしているものの、現実の変化は遅いようである。

「第5章 フランスの家族政策」では、フランスにおける子どものいる家庭への経済的支援、育児休業、保育サービスに関する制度を詳細に解説し論じている。フランスは、先進諸国の中で出生率が高く、また家族の重要性が認識され、家族の問題に政府が介入することに対するコンセンサスが存在する。また、フランス政府は、人口の増加と経済成長との間の相関関係を認識し、人口に関して危機感をいだいており、フランス人は、希望するだけの子どもを持っていないと認識している。そして、職業生活と家庭生活の両面における保育方法の工夫、恵まれない人々の状況に対する配慮、子どもや青年の教育や職業教育における家族政策の役割の強化などが今後の課題として指摘されていることについて紹介している。

「第6章 ドイツの保育・教育制度と子育て」と「第7章 フランスの保育・教育制度と子育て」では、両国の教育制度について説明している。特に第6章では、ドイツの学校（幼稚園も含む）のほとんどが半日制であること、ドイツ社会の中での母親役割への期待の大きさが女性の就業を困難にしていると述べている。

「第8章 ドイツとフランスの家族生活」では、本調査データを元に、カップル形成、働き方、家族生活、家計、性別役割分業意識などについてまとめている。欧米で増加している同棲は、フランス、ドイツにおいても多くの場合法律婚への過程である。フランスでは出産を契機に法律婚をすることは少ないが、ドイツでは妊娠を契機とした法律婚の割合は上昇する。出産前後の女性の働き方については、フランスは復職の時期が早くフルタイム労働者の割合も高いが、ドイツでは復職の時期は遅くパートタイム労働者の割合が高い。両国ともに男性が育児休業をとる割合は大変低いため、フランスでは様々なサービスを利用して女性がフルタイム就業を継続しているのに対し、ドイツでは女性が長い休業に入るか、パートタイム就労をすることで育児に対応している。家事分担に関してもドイツでは男性の家事参加が少ないが、日本の男性に比べればはるかにドイツ男性の家事分担が多い。

性別役割分業意識についても、フランスとドイツを比べると、ドイツの方が分業的な傾向があったが、分業に賛成の者の割合は日本に比べるとはるかに少なかった。

本報告書全体を通して、フランスとドイツの比較における特徴的な部分をまとめると、以下ようになる。

- (1) ドイツはフランスに比べて出生率が低い。フランスは3子の割合が高く、ドイツは1子の割合が高い。
- (2) フランスでは、30-34歳の女性の出産のキャッチアップが強力である。
- (3) フランス、ドイツともに、経済支援に力を入れている。
- (4) フランスの家族政策は保育ママや保育所といった施設整備型、ドイツは育児休業型である。
- (5) フランスの女性はフルタイム志向が強く、長期の休業を希望する者が少ない。ドイツの女性はパートタイム志向が強く、長期の休業を希望する者が相対的に多い。
- (6) フランスの保育は学校（幼稚園）とベビーシッターなどが大きな役割を果たしているのに対し、ドイツでは多くの学校が半日制であり、主に母親のみが子育てを行っている。
- (7) ドイツはフランスよりも家庭内で分業的であり、性別役割意識が強い。

それに対して、日本では様々な制度が成立しつつあるが、現状は以下のように言えるだろう。

- (1) 日本は出生率が低く、無子の割合が高い。
- (2) 日本の家族政策は育児休業型である。
- (3) 日本の女性はパートタイム志向が強い、あるいはフルタイムでの復職が困難である。
- (4) 日本では主に母親のみが子育てを行っている。
- (5) 日本は家庭内で極めて分業的である。
- (6) 日本は性別役割意識が極めて強い。

今後、日本の家族政策についての検討を進める差異に、これらの類似点相違点を考慮することが重要であろう。

第1章 ドイツ社会とフランス社会の概要

1. ドイツ社会の概要

ドイツ(ドイツ連邦共和国)は、人口 8,254 万人(2003 年時点)、面積 35.7 万 km²(日本の約 94%)の国である。第二次大戦後に東西ドイツに分断し、1961 年に構築された「ベルリンの壁」は 1989 年に開放され、1990 年に東西ドイツが統合した。統一ドイツ形成後 10 年が経過した 2000 年以降、首都となっているベルリンの人口は現在約 340 万人、しかしまだ他の旧西ドイツの大都市に比べて旧東ドイツの特徴が強いと言われている。ドイツには現在、全人口の約 9%にあたる約 730 万人の外国人が住んでいる。外国人労働者が移住してきたのは 1950 年代半ばから 1973 年の間、つまり高度経済成長期で、ドイツ経済の成長にともない労働力を必要としていた時期と重なる¹⁾。1970 年以降、ドイツ国籍を取得した外国人は約 320 万人に達している。

ドイツは 16 州からなる連邦共和制をとっており、社会制度は州ごとにかなり異なっている。東西ドイツ統一以前は、戦後の西側(米、英、仏)占領地域に置かれた 10 州と 1957 年ドイツに再編入されたザールラント州からなっていた。一方、ソ連側の占領地区に戦後誕生した 5 つの州は、1952 年に 14 の県に再編成された。1990 年の東ドイツ初の自由選挙を経て、東ドイツに 5 つの州を設けることが決まったが、この 5 州は 1952 年以前の 5 州とほぼ同一である。1990 年 10 月 3 日、東ドイツの 5 州がドイツ連邦共和国に加盟、また東ベルリンは西ベルリンと統合された。

現在のドイツの政治体制は、連邦議会と連邦参議院による二院制であり、連邦議会選挙では主に現在の与党である社会民主党と、野党であるキリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟の二大政党の争いとなっている。社会民主党が 1970 年代からの環境問題意識の高まりにより台頭してきた緑の党と、小党である自由民主党がキリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟と連立している。

ドイツの GDP(24,040 億ドル)はアメリカ、日本について第 3 位であり²⁾、世界経済の

¹⁾ 外国人労働者として移住してきたのは、当初はイタリア、続いてスペイン、ポルトガル、旧ユーゴスラビア、トルコなどで、後にチュニジアやモロッコがこれに続いた。彼らの多くはドイツに留まり、祖国から家族を呼び寄せた。2003 年末時点でドイツに暮らす外国人の約 3 分の 1 は、ドイツでの滞在期間が 20 年を超す人達である。滞在期間が 8 年を超える人の割合は約 3 分の 2 に達している。また、ドイツ国内に住む外国人の子供の 3 分の 2 以上がドイツで生まれている。外国人を両親としてドイツで出生した子供は、2000 年以降、一定の条件を満たしていればドイツ国籍を取得できるようになった。外国人の大半はドイツ社会に融和し、責任ある地位に就いたり独立して事業を営んだりしている人も多い。外国人とドイツ人との婚姻も増え、もはや珍しいことではなくなっている。現在、ドイツに住んでいる外国人のうち、トルコ出身者が約 190 万人、イタリア約 60 万人、ユーゴスラビア約 57 万人、ギリシャ約 35 万人、ポーランド約 33 万人、クロアチア約 24 万人となっている。

²⁾ 2003 年の値。アメリカ 110,041 億ドル、日本 43,026 億ドル。(内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部, 2005)

トップグループに属している。ただし、一人あたり GDP は第 16 位である。ドイツは労使が協調していることでも有名であるが、失業率が 10.5% (2004 年) となっている現在では、社会保障制度改革と労働市場の構造改革を進めている。他の主要先進工業国と比べてドイツ経済は、国際性が強い点で際立っている。企業の売上げのおよそ 3 分の 1 は輸出売上げで、雇用のおよそ 4 分の 1 が輸出に依存している。ただし、ドイツでもこの数年間で各産業の比重が変わってきている。特に比重が重くなったのはサービス業である。実質経済成長率は 1999 年 2.1%、2000 年 2.9% と経済成長がみられたものの、2001 年 0.8%、2002 年 0.2%、2003 年 0.1% と、2001 年以降ドイツ経済は停滞している³⁾。

2 . フランス社会の概要

フランス (フランス共和国) は、人口 6,168 万人 (2004 年 11 月時点・日本の約半分) 面積 54 万 7,000km² (日本の約 1.5 倍) の国である。本土は 22 の地域県からなり、その他に 4 つの海外領土、2 つの特別自治体がある。

フランスもまた移民労働者の割合が高く、ドイツと同様、フランスの高度経済成長期は移民労働力に支えられていた。1974 年の経済危機以降、移民労働力の流入に歯止めがかかったが、それ以前に入国した労働者は家族をフランスに呼び寄せた。最近では移民を制限する政策をとっているにもかかわらず、外国からの人口は流入し続けている。1990 年からの 10 年間に移民によって人口が約 50 万人増加し、1999 年にはフランスに居住する外国人の数は 326 万人、移民の数は 430 万人となっている⁴⁾。1950・60 年代にはイタリア、スペイン、ポルトガル、北アフリカ出身者が移民の中心だったが、1999 年にはポルトガルとアルジェリア、モロッコがもっとも多く、合わせて 50 万人に達した。次いでトルコ、イタリア、スペイン、チュニジア、アフリカ諸国と続く。移民労働者はイタリア人とスペイン人が多いが、その大部分はフランス国籍を取得している。1990 年代には EU 内の人の移動が自由化され、多数の EU 諸国国民がフランスに数年滞在するようになったが、EU 内からの移民は減少した。アフリカやトルコ、アジア諸国からの移民が増えており、亡命や家族の呼び寄せという形で入国するケースも多い。

政治体制は共和制をとっている。国会は間接普通選挙から選出される元老院と直接普通選挙から選出される国民議会の二院制である。両院ともに、2002 年にフランスの共和国

³⁾ 総務省統計局「諸外国の主要指標」(<http://www.stat.go.jp/data/sekai/pdf/ap.pdf>)

⁴⁾ 出生時に外国籍を持ち、その母国を離れて現在フランスに定住している人のことを移民とよぶ。それらの人々の一部は現在フランス国籍を取得している。1990 年から 1999 年の間に移民として流入する人口は 3% 増加している。ただし、統計上 18 歳以上の外国人の数にはそれ以上の急激な変動はない。それは、フランスで生まれた移民の子どもたちは成人 (18 歳) に達すると自動的にフランス国籍を取得するからである。最近では、フランスに居住する外国人は人数が増加した一方、EU 内からの移民は減少し、アフリカやトルコ、アジア諸国からの移民が増えるといったように、その構成に著しい変化が見られた (ギィ・デブランク (国立統計研究所 (INSEE) 人口学部門主任))

(http://www.ambafrance-jp.org/japanese/info_generales_j/imagefrance_j/societe/popul/index.html#5)

連合、自由民主党及びフランス民主連合の大部分が合併して形成された右派・保守的な政党である国民運動連合が過半数以上を占めている。しかし、2004年以降、左派の社会党もやや巻き返している。

フランスの経済は、GDPでは世界第5位(10,592億ドル)⁵⁾となる。主要な産業は、化学、機械、食品、繊維等であるが、農業は西ヨーロッパで最大の規模を誇る。工業においては宇宙・航空産業、原子力産業などの先端産業が発達している。1990年代末から2000年までは好調な外需、堅調な設備投資と国内消費により、経済は好調に推移してきた。実質経済成長率は1999年3.1%、2000年3.8%と経済成長がみられたものの、2001年2.1%、2002年1.2%、2003年0.5%と、2001年以降経済成長は停滞気味である⁶⁾。2001年以降、世界経済の低迷等もあり減速し、2003年はイラク戦争の影響や消費の減速等により、成長率は0.5%にとどまった。2004年には堅調な家計消費と民間企業の設備投資の復調に支えられ、成長率2.3%に回復したものの、失業率は9.9%であり、ここ数年間高い値をとっている。

3. ドイツとフランスの家族

(1) ドイツ

ドイツ連邦共和国外務省ホームページ内にある『ドイツの実情』には、「ドイツに住む5人のうち4人までが(81%)家族と共に生活している。そして、2人に1人が(47%)夫婦に子供という伝統的な家族形態の中で生活している。・・・ドイツでは2160万組の男女が共同生活を営んでいるが、その89%が伝統的な婚姻関係を結んでいる。そして大半の夫婦にとって、家族とは即ち子供がいるということである。2002年4月に実施された代表調査(超小規模調査)⁷⁾では、35歳から40歳までの子供がいない既婚女性の割合は12%に過ぎなかった。子供とだけ暮らす単親家庭を営む人の数は約240万人で、そのほとんどが女性であった。また、ドイツでは一人暮らしをする単身生活者の割合が17%で、男性より女性が圧倒的に多い。」とある。

他のヨーロッパ諸国と同様、ドイツにおいても婚姻届を出さない同棲型の共同生活も増えてきた。この非婚型の共同生活を営む人は、旧西ドイツ地域で2001年には1996年と比較して25%増加し170万人、旧東ドイツ地域でも24%増加し54万3000人となっている。同性カップルについては正確なデータはないものの、連邦統計庁はその数を5万3000組から14万8000組の間と推定している。2002年の非婚生活共同体の法的関係を定めた法律は、異性間のパートナー、同性間のパートナーなど生活共同体を営む人について、広範にわたって家族の成員としての法的地位を認めている⁸⁾。

⁵⁾ 2003年の値。(内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部、2005)

⁶⁾ 総務省統計局「諸外国の主要指標」(<http://www.stat.go.jp/data/sekai/pdf/ap.pdf>)

⁷⁾ サンプリング調査。

⁸⁾ 1969年に非嫡出子は原則として嫡出子と同等の相続権が認められ、1997年の親子法改正により嫡出・非嫡出別は廃止され、相続権平等法により嫡出子と等しく相続できる権利を持った。同棲カップル間の子どもの権利は認められているが、パートナーの権利は法律婚カップルとは

(2) フランス

1999年のセンサスからフランスの家族についてみると、子どものいるカップル31%、子どものいないカップル29%、ひとり親家族7%、複合家族⁹⁾2%、一人暮らし31%である¹⁰⁾。1990年代初頭と比較して婚姻件数は減少したが同棲カップルが増加し、2000年時点で6組のカップルのうち1組は同棲カップルである。同棲カップルは1990年には150万であったが、2000年には240万へと急増している。

フランスのカップルに関する法令として有名なパックス(PACS: Pacte civil de solidarité 連体市民協約)は、フランス語で連帯市民協約の略称である。パックスは、結婚しないカップルにも法的な権利を認めようという法律であり、いわば、結婚と同棲の中間に位置する(図表1-1)。パックス締結者の約60%は同性カップルであるが、異性で締結するカップルもある¹¹⁾。

同棲カップルといえば北欧諸国が代表的であるが、フランス、ドイツともに同棲カップルは急増している。それにともない、非嫡出子も増加している。非嫡出子といっても、両国ともに嫡出子との区別はなく、ふたり親家族の中で暮らしていることも多い。

[文献]

総務省統計局「諸外国の主要指標」(<http://www.stat.go.jp/data/sekai/pdf/ap.pdf>, 2005.03.10)。

ドイツ連邦共和国外務省『ドイツの実情』

(<http://www.tatsachen-ueber-deutschland.de/2087.0.html>, 2005.03.10)。

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部, 2005, 「平成15年度国民経済計算(所得支出勘定、国内生産系列等)参考図表」(<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/h15-kaku/zuhyou.pdf>, 2005.03.10)。

フランス大使館『Voici la France フランスを知るために』

(http://www.ambafrance-jp.org/japanese/info_generales_j/alacarte_j/voici_la_france/PDF/Voici_la_France.pdf, 2005.03.10)。

ロランス・ド・ベルサン(斉藤笑美子訳), 2004, 『パックス・新しいパートナーシップの形』 緑風出版。

大きく異なる。

⁹⁾ 複合家族とは、一家族の中に夫婦が一組のみの核家族(夫婦家族)、一世代に一組の夫婦だけの直系家族とは異なり、一つの世代に二組以上の夫婦が含まれる家族をさすが、ここでは複合家族とは、核家族以外の親族、たとえば夫婦の両親、きょうだい、あるいはきょうだい夫婦など同居している家族をさしていると思われる。

¹⁰⁾ フランス大使館「生活様式」『Voici la France フランスを知るために』

¹¹⁾ ロランス・ド・ベルサン, 2004, p.13

図表1-1 フランスの同棲・パックス・結婚の差異

	パックス	同棲	結婚
財産制	共有	なし	後得財産 ^{*1} に限定された共通財産制(公証人の関与なし)
子の呼称	自然子(=非嫡出子)	自然子(=非嫡出子)	嫡出子
養子縁組	養子との間に15歳以上の年齢差がある場合に、カップルのうちの一人に単独でのみ認められる。		カップルに認められる
人工生殖	共同生活期間が2年以上続いている異性愛カップルに認められる。		結婚している期間の条件はない。
離死別後の住居使用の権利	使用継続の権利	使用継続の権利	賃貸借の移転
社会保障:受給権 ^{*2}	あり	あり(限定) ^{*3}	あり
労働:家族の事情による休暇 ^{*4}	あり	なし	あり
課税	3年後から共同課税	分離課税(内縁が周知の場合の連帯富裕税を除く)	共同課税
贈与税と相続税の控除額	37万5000フラン	1万フラン	33万フラン
税率(1ユーロはおよそ6.6フラン)	最初の10万フランまで40%、それ以上は50%(贈与についての優遇は2年経過後から)	60%	5%~45%
債務	日常生活の債務は連帯債務	連帯なし	連帯債務
別離	死亡・一方または双方の婚姻・一方の意思	自由	死亡・離婚・別居

*1後得財産 = 共通財産制の下にある夫婦が結婚している期間中に有償で取得した財産。

*2 一方が社会保険(生活扶助、年金)、傷害保険、死亡保険等に加入していれば、もう一方がその保障を受けることが出来る。

*3同棲経過年数などの条件付

*4結婚休暇など

出所 ロランス・ド・ペルサン, 2004, pp.25-26から永井が作成

第2章 フランス・ドイツ・日本の出生動向

1. 長期動向

フランスはヨーロッパでも非常に早くから少子化が進んだことで知られており、すでに18世紀末にはTFR(一人の女性が生涯に産む子供数の理論値 TFR:Total Fertility Rate 以下 TFR と略記)の低下が始まっていたという(図表2-1)。その後、TFRは1810年代の4.3から20世紀初頭には2.5前後となり、第二次大戦末期の2.0まで低下、第二次世界大戦後のベビーブームでこの流れは中断するが、近年まで低下傾向が続いていた。この少子化の動きは、完結出生児数(一人の女性が生涯に産んだ子供数の実績値)でも確認できるが、これをみる限り、やはり「第二次大戦後のベビーブームの方が傾向線から外れており、その後の動きの方が少子化の歴史的な流れに沿っている」(小島宏1996:159-160)ともいえよう。

この少子化の流れを出生コホート別女子の完結出生児数別の分布の変化でみると、フランスの場合は1930年出生の母親あたりから第4子以上の割合が急速に減少し、これとは逆に第2子の割合が急速に増加、沢山の子供を産む女性が減り、2子で出生を完結する形が主流となっていったことがわかる。ただし、フランスの場合、この少子化は、主として第4子以上の出生数の減少によるものであり、第3子は第2子と並んで歴史的にはむしろ増加傾向にあり、また無子割合も低下傾向にありドイツとは大きく異なる面が見られる。

ドイツで少子化が始まったのは、フランスより遅く19世紀末からである(図表2-2)。当時、結婚した夫婦は平均5人以上の子供を持ったとされているが、この世代を最後に子供数が大幅に減少してゆき、1900/04年の結婚コホート(同一時期に結婚した人口集団)では平均4人、その20年後の1922/25年結婚コホートでは2.2人まで低下した。この結果、ドイツ帝国の時代から始まったドイツの出生減退は、ワイマール共和国時代を通じ、すでに当時の人口再生産水準¹⁾を下回る段階まで進行したという(Schwarz, 1999:239-242)。

また出生コホート別女子の完結出生児数別の分布の変化をみると、最も古い1901/05年の出生コホートでは、無子、1子、2子、3子以上の割合がほぼ25%と均等になっていたが、その後、2子割合が一貫して増加し、もっとも若い1956/60年の出生コホートでは35%以上を占めるようになり、フランスと同様、第2子が主流となってきたことがわかる。ただドイツの場合は、3子以上の割合は1931/35年の出生コホートの33%をピークに低下に転じ、もっとも若い1956/60年の出生コホートでは15%と低迷しており、3子以上の割合(3子+4子以上)が25%以上を占めるフランスの同世代と比べ、家族規模の縮小がはるかに進んでいることがわかる。またドイツでも1931/35年の出生コホートまでは無子割合が低下していたが、その後、増加に転じ、もっとも若い1956/60年の出生

¹⁾ 現在の日本の人口再生産水準はTFRで2.08とされているが、人口再生産水準は死亡率の水準により変化するものなので、この場合は、当時のドイツの人口再生産水準、つまり2.2程度をさしている。

コーホートでは、フランスが10%以下であるのに対し、約25%と非常に高い水準に達していることがわかる。

日本で少子化が始まったのは、ドイツよりさらに遅く1920年頃からで、TFRは1925年の5.11から1939年の3.74まで低下、いわゆる「戦後ベビーブーム(1947年・1950年)」で、この流れが中断した後、「戦後第一次の出生減退(1951・1961年)」を経て、丙午の年を挟んだ「安定期(1962・1974年)」に入った頃に、ようやく再生産水準の2.00前後まで低下した(岡崎1990:14-16)。完結出生児数も1901年・1905年出生コーホート(同じ時期に生まれた人口集団)までは5.0と高く、1911年・1915年の4.2を経て、1921年・1925年で2.9となり、これが2.2前後まで低下したのは、2子出生が全体の過半数を占めるに至った1933年・1937年出生コーホート以降である。

日本でも1901年・1905年出生コーホートを最後に70%近くを占めた4子以上の割合が急激に低下し、1928年・1932年出生コーホートで10%を切り、近年のコーホートでは4%程度と例外的な存在となっている。これに対し2子割合は当初の10%以下から60%近くまで上昇し、2子が主流と占めるようになったが、フランスやドイツが30%台であるのに対し、最も若い1953年・1957年出生コーホートで52.9%と、2子への集中が突出している。3子割合は、フランスほどではないが、やはり4子以上の割合の減少とともに増加し、30%前後で比較的安定的に推移している。また無子・1子の割合が低く安定しているなどの特徴も見られる(国立社会保障・人口問題研究所2004:50-51/70)。

2. 合計特殊出生率の動向(1960年以降)

1960年以降の合計特殊出生率の動向を比較する(図表2-3)と、フランスでは、終戦直後の一時的な出産ラッシュが収まった1950年代後半から本格的なベビーブームが始まり、これが1964年の2.91まで続いた後、一転して1976年の1.83まで急激に低下、1978年の1.80で底を打ち再上昇するが1983年の1.78から再び低下、さらに1993年の1.66で再び上昇に転じ、2002年現在は1.82まで回復して来ている。

ドイツでは第二次大戦後の政治経済的混乱もあり、フランスのような終戦直後の一時的な出産ラッシュはなかったが、1955年から60年にかけて旧西ドイツ地域では「奇跡の経済成長(Wirtschaftswunder)」が、また旧東ドイツは社会主義国家建設が始まり、両地域のTFRは再び上昇し始めた。しかし、このベビーブーム(ピークは前者が1964年の2.55、後者が1965年の2.49)の後、東西ドイツの出生力はともに低下の一途を辿り、1975年頃には、TFRが1.4-1.5と、当時としては世界最低水準となった。旧西ドイツ地域では、その後もほぼ1.4の水準で現在まで推移している。これに対し旧東ドイツ地域では1976年から強力な出生促進的家族政策が導入され、TFRは1980年の1.9まで一時的に回復した。しかし、再び出生力の低下が始まり1989年頃には1.6まで低下、さらに「ベルリンの壁」崩壊後はTFRが急減し、1994年には0.77を記録、その後は徐々に回復に向かい、旧西ドイツ地域の水準に近づきつつある。2002年現在、ドイツ全体のTFRは1.31(旧西ドイツ地域1.38(2000)旧東ドイツ地域1.22(2000))という水準になっている。

日本は、「戦後ベビーブーム」と「戦後第一次の出生減退」を経て、1960年代に出生力

は回復傾向を示し、1966年の丙午を挟んで（この間のピークは1967年の2.23）1974年の2.05まで出生力は安定的に推移したが、石油ショック後の1975年から、いわゆる「戦後第二次の出生減退」が始まり、以降、持続的な低下傾向にあり、2002年現在1.32（2003年1.29）という低水準に達している。

これらの動きを全体として比較してみると、フランスと旧西ドイツ地域（人口規模が大きいためドイツ全体も同様）は、よく似たトレンドを示していることがわかる。しかし前者と後者の間には常にTFRで0.5前後の格差があり、元々、フランスの方が出生力水準が高いが、1993年以降は両者の格差が拡大しつつあることがわかる。旧東ドイツ地域も基本的には旧西ドイツ地域と同じトレンドを持つが、社会主義政権下の出生促進政策とその崩壊によりTFRの著しい上下動が発生したと思われる。一方、日本の場合は、すでに1960年代初頭にはTFRが2.0の水準となっており、この時点で、すでにドイツ、フランスより出生力が低かったこと、また1975年以降の低下が規則的かつ単調である点が目立つ。

3．純再生産率

この合計特殊出生率の動きを、各国の純再生産率（一人の女性が生涯に産む女兒数の理論値。1以下の場合出生可能年齢の女子人口が再生産されない。NRR:Nett Reproduction Rates）でみる（図表2-4）と、フランスはピークが1964年の1.37で、1975年以降1以下となり、2002年現在は0.91である。ドイツもピークが1964年の1.19で、フランスよりやや早く1970年以降1以下となり、2001年現在0.65という低い水準にある。これに対し、日本はピークが1967年の1.05で、やはり1974年以降1以下となり、2002年現在0.64となっており、純再生産率で見るとドイツと日本は、ほぼ同じ水準にある。またフランスは、ドイツ、日本に比べればはるかに高いが、それでも1には達しておらず、すでに長期にわたり出生可能年齢の女子人口が再生産されていないことがわかる。

4．テンポとカンタム

出生力変動をより正確に理解するには、合計特殊出生率の動きを、テンポ（tempo）要因とカンタム（quantum）要因に分けて観察する必要がある。前者は、一人の女性が生涯のどの時期に（何歳で）子供を産むかという、出生タイミングの影響を示すもので、後者は、一人の女性が生涯に何人の子供を産むかという生涯出生力の増減を示す（福田1999）。ここでは1960年以降のTFRの動きについて、テンポ・インデックス（以下TIと略記）とカンタム・インデックス（以下QIと略記）を簡易法で算出してみた²⁾。

フランスのTI（図表2-5）は1960年以降、1973年の1.02まで1を上回ったが、1974年以降は1以下で推移している。このことは、まず1973年以前は、平均初婚年齢・出生年

²⁾ ここでは、いわゆる「Ryder 指標（Ryder Index）」の代わりに、満29歳を通過する出生コーホートの完結出生率をカンタム指標（QI）、期間合計特殊出生率÷カンタム指標＝テンポ指標（TI）で計算する簡易法を使用した。

齡の低下によるタイミング効果が、TFRを生涯出生力より高く見せていたことを意味する。実際、生涯出生力の動向を示すQIは1962年以降、一貫して低下しており、TFRの上昇が続いていた1964年以前から、すでに生涯出生力の低下は始まっていたといえる。一方、1974年以降の急激なTFRの低下も、やはり平均初婚年齢・出生年齢の上昇（いわゆる晩婚・晩産化）によるタイミング効果によって誇張されており、確かに生涯出生力の低下は続いているものの、QIは依然2.00の水準を維持している。従って、フランスの場合、この晩婚・晩産化によるタイミング効果が収まれば（ $TI = 1$ となれば）、TFRが再生産水準近くまで回復する可能性があることがわかる。

旧西ドイツ地域の動き（図表2-6）も、フランスとよく似ており、1974年以降のTIとTFRの動きに相似性があるのに対し、QIは1974年の1.75から1996年の1.50まで、ほぼ一貫して単調減少しており、各年次のTFRの変動がテンポ要因に強く影響されていること、またTIが0.80から0.93の間にあることから1974年以降の平均初婚年齢・出生年齢の上昇によるタイミング効果によりTFRが生涯出生力より低くなっていることがわかる。しかし、旧西ドイツ地域の場合は、QIがすでに1.5まで低下しており、フランスより約0.5低く、仮にこのタイミング効果が収まったとしてもTFRが再生産水準まで回復する可能性はないといえよう。

旧東ドイツ地域（図表2-7）でもTIとTFRの動きには強い相似性があるが、しばしば1以上となる一方、QIは1962年の2.19から一貫して低下している。従って1974年から1980年にかけて急回復したTFRの動きは、1976年頃から本格的に打ち出された出生促進政策によるタイミング効果（出生の前倒し）に過ぎなかったと思われる。逆に1990年のベルリンの壁崩壊以降のTFRの急減は、政治経済的混乱によるタイミング効果（出生の先送り）であり、その影響は収まりつつある。この効果が収まれば、QIの水準からみてTFRは、旧西ドイツ地域と同様1.5あたりまで回復する可能性が十分にあるといえよう。

日本のTI（図表2-8）も1964年の1.02から1974年1.05まで丙午の1966年を除き、1を上回ったが、1974年以降はマイナスで推移している。このことは、日本の場合も1974年以降の平均初婚年齢・出生年齢の上昇によるタイミング効果がTFRを生涯出生力より低くしていることを意味しているが、QIの方もすでにかなり低下しており、この効果が収まったとしてもTFRは1.5あたりまでしか回復しないと思われる。なお、日本の場合、QIは1983年（1954年出生コーホートが29歳）までは2を上回る水準を保っており、生涯出生力レベルで本格的な少子化が始まったのは1984年以降であることが確認できる。

5. 出生順位別出生割合

少子化を家族規模の縮小（一人の女性が生涯に産む子供数の減少）という点で見ると、毎年のお出生数に占める、出生順位別の出生数の割合の変化が参考になる。

フランス（図表2-9）では、第1子は1960年の36.2%から1976年の48.9%まで上昇、その後、1987年の40.6%まで低下、その後再び上昇傾向を示し、2002年現在、全体の49.8%とほぼ半数を占める。これに対し、第2子は25.4%から1979年の34.8%年まで上昇、その後、低下し、1996年現在34.2%となっており、第1子と合わせると、毎年、生まれる子

供の80%以上が2子以下となっていることがわかる。これに対し、家族政策上、伝統的に優遇されてきた第3子は15.7%から1976年の10.8%まで低下、その後、上昇に転じ、1996年現在13.7%となっているが、格別の増加傾向は見られない。同様に第4子も9.2%から1978年の3.5%まで低下、その後、上昇に転じ、1996年現在3.9%。また第5子以上は13.5%から1996年現在2.8%に後退している。

これらの動きは家族政策の影響というよりも1964年以降の出生減退で高順位の出生が減少、相対的に第1子が増加し、この波が遅れて第2子、第3子、第4子の割合の増加となって現れていると考えられる(5子以上には波及せず)。

旧西ドイツ地域(図表2-10)では、第1子は1960年の41.9%から1966年の39.8%まで、わずかに減少したが、その後、1983年の49.4%まで、ほぼ一貫して構成比を増したが以降は再び低下し、1998年現在、全体の45.8%を占めている。また第2子は22.9%から1998年現在の36.8%までほぼ一貫して上昇している。フランス同様、毎年、生まれる子供の80%以上が第2子以下で占められている。第3子は14.9%から1966年の15.9%まで上昇したものの、その後、1977年の10.9%まで低下、また持ち直し1998年現在12.4%となっている。第4子は6.9%から1998年の3.3%へ、第5子以上も6.5%から1.8%へ後退している。いずれにせよ、第3子以上の出生が増加する傾向は見られない。なお、旧西ドイツ地域の場合、この出生順位別出生数の構成比は、1980年代以降、殆ど変化しておらず、すでに家族形成パターンが安定していることがわかる。

旧東ドイツ地域(図表2-11)では、第1子が1960年の40%水準から1972年-1975年の60%まで上昇、その後、なだらかな低下に転じ、1997年現在では再び40%をやや超える水準に戻っている。また第2子は1960年の30%前後の水準を1974-1975年頃まで維持したが、その後、第1子とは逆になだらかな上昇に転じ1980年代には40%を越え、第1子とほぼ同じ水準となった。しかし1994年以降、再び40%をやや切るところまで低下した。ここでも第2子以下が80%近くを占めるが、第1子と第2子の割合がほぼ同じである点が特徴的である。また、第3子、第4子、第5子以上は、1960年には各々15.0%、7.2%、7.5%という比率であったが、これらは1964年以降、徐々に構成比を下げ、1974年-76年に最も低くなった。しかし、その後ゆるやかに回復し、1997年現在、各々11.8%、3.5%、2.5%となっている。

日本(図表2-12)は、第1子は1960年の44.5%から丙午の1966年の51.9%を除きほぼ45%水準を維持、その後、1990年の43.5%まで低下、再び上昇傾向を示し1999年現在、全体の49.2%となっている。また第2子は32.6%から1966年の33.8%を除き、1978年の42.5%年まで上昇、その後、低下し、1999年現在、36.3%となっており、第2子以下が全体の85.5%とフランス・ドイツより高い割合を占めている。第3子は13.8%から1975年の11.8%まで低下、その後、1988年の16.1%まで上昇、以降再び低下し1999年現在11.9%となっている。第4子は5.0%から1979年の1.8%まで低下、その後、上昇に転じ1999年現在、2.0%。また第5子以上は4.2%から1999年現在の0.6%まで一貫して後退している。つまり出生順位別出生割合から見る限り、近年、日本で増加しているのは第1子のみであり、第2子以降を産む動き(パリティ拡大率)が弱まっていることがうかがわれる。

6 . 出生タイミングの変化

女性がいつ頃子供を産むかという出生タイミングの変化を示すものとして、年齢5歳階級別出生率がある。

フランス(図表2-13)と旧西ドイツ地域(図表2-14)は、ともによく似た年齢別出生率の傾向を示しており、1960年初頭では、ほぼすべての年齢で出生率の上昇傾向がみられたが1965年辺りから一斉に低下を始め(20歳以下は上昇)20歳-24歳はそのまま低下し続けたが、1974年頃を境に、25歳-29歳、30歳-34歳が上昇に転じ、さらに少し遅れて35歳-39歳も上昇、晩産化が進んできたことがわかる。ただ両者を比べた場合、当初より、フランスの方がドイツより20歳-24歳、25歳-29歳の出生力水準が高いこと、また30歳-34歳でのキャッチアップが強力であることがわかる。

旧東ドイツ地域(図表2-15)は、全体として20歳-24歳、25-29歳の出生率が高く、30-34歳以上との格差が大きいことから、旧西ドイツ地域より、若年で子供を産む傾向が強かったことがわかる。またベルリン壁崩壊後は、20-24歳が急激に低下した一方、25-29歳、30-34歳が上昇しており、急速に晩産化が進行している。ちなみに、これを先述の出生順位別出生数(割合ではなく実数)と比較してみると、20-24歳が第1子の、25-29歳が第2子の、30-34歳が第3子の、そして35-39歳が第4子の出生順位別出生数の変化に極めてよく対応しており、社会主義政権下で実施された出生促進政策の影響が伺える。

日本(図表2-16)は他の地域とは異なり、1960年から現在まで一貫して25-29歳の出生率が高く、この年齢階層に出生が集中する傾向が見られる。また、やはり1974年以降、この最も出生力の高い25-29歳とこれに次ぐ20歳-24歳で出生率が著しく低下、ようやく1980年代に30-34歳が上昇に転じ晩産化が進んでいるが、1990年代以降、このキャッチアップも鈍化していることがわかる。また35歳-39歳の高年齢の出生率は、1980年代半ば以降上昇し続けているが、その水準はフランスに及ばない。

これらの出生タイミングの変化は、平均出生年齢や第1子平均出生年齢でも確認できる。

平均出生年齢(図表2-17)は、各地域とも1960年から1974年-1975年あたりまで低下しており、若年層へと出生タイミングは早まる傾向にあった。しかし、その後、一転して上昇に転じており、この傾向は現在も続いていることがわかる。確かに、転換点として1974年の石油ショックが想起されるが、晩産化へのタイミングシフトを第1子の平均出生年齢(図表2-18)でみると、こちらは、それよりわずかに早く1970年-1971年頃から、すでに上昇に転じており、石油ショックが晩産化の引き金となったとはいえない。

ちなみに2001年の平均出生年齢(第1子平均出生年齢)は、フランス29.4歳(28.0歳)ドイツ全体28.8歳(28.4歳)、日本29.7歳(28.0歳)となっている。1999年ではフランス29.8歳(27.9歳)、旧西ドイツ地域28.9歳(28.0歳)、旧東ドイツ地域27.5歳(27.6歳)、日本29.6歳(28.0歳)となっており、いずれの国でも晩産化が依然進行している。

コーホートの平均出生年齢(女子の出生年別)でも、同様の晩産化傾向が確認できるが、その始まりは、旧西ドイツ地域、フランス、日本が1947年出生コーホート、旧東ドイツ地域が1948年出生からで、いずれの地域でも戦後世代が再生産年齢に入ってから現象であることがわかる。最新の推計では平均出生年齢は1966年出生でフランスが28.8歳、1965年出生で旧西ドイツ地域が28.7歳、同じく旧東ドイツ地域が24.9歳。1967年出生でドイ

ツ全体が 28.4、同じく日本が 29.0 歳となっており、社会主義政権下の出生促進政策の影響から旧東ドイツ地域がまだ低いものの、その他は 30 歳に限りなく近づいている。

7 . 婚外出生割合

スウェーデンなどの例から婚外出生割合（図表 2-19）の高い国では、婚外出生が有配偶出生力の低下を補い、全体の出生力水準を下支えすることが知られている。

この点で興味深いのは、フランスの場合で、婚外出生割合は 1983 年まで、ほぼドイツ全体と同じ 14.2%であったが、以降、加速度的に上昇し、むしろ旧東ドイツ地域の水準に近づきつつあり、2002 年現在 44.3%と高率になっている。従って、この動きが近年の出生力回復に影響している可能性は否定できない。

ドイツの婚外出生割合は 2001 年現在 25.0%となっているが、これは旧西ドイツ地域の 19.6%に対し旧東ドイツ地域の 53.7%と、東西格差が非常に大きい。旧西ドイツ地域ではベビーブーム期が続いた 1960 年-1966 年までは低下傾向にあったが、1967 年から上昇に転じ、以降は 1975 年頃の一時的な停滞を挟んで一貫した上昇傾向にある。

また旧東ドイツ地域は、もともと旧西ドイツ地域より婚外出生割合が高かったが、1960 年-1963 年までは低下、その後上昇に転じ 1972-1978 年頃までは停滞、1978 年から急激に上昇し、壁の崩壊前後一時減少するが、統一後再び上昇している。なお、旧西ドイツ地域では非有配偶出生児の約 35%、また旧東ドイツ地域では、ほぼ 50%が、両親の結婚により嫡出子となり、また 3 分の 1 は母親と義理の父親に育てられるという（Dorbitz/Gartner, 1998:387-391）

これに対し、日本の婚外出生割合も 1978 年以降徐々に上昇しているが、他の地域と比べれば、まだ殆ど無視できるほど低く、2002 年現在でも 1.87%しかない。

8 . 人工妊娠中絶

少子化の背景には、それを可能とする出生抑制手段の利用が考えられるが、中でも人工妊娠中絶率の動き（図表 2-20）は、直接、出生力水準に影響するものである。

フランスの人工妊娠中絶率は、1976 年の出生数 100 に対し 18.6 件から 1997 年の 22.8 件までゆるやかに上昇した。旧西ドイツ地域よりはやや高い傾向が見られる。ドイツでは人工妊娠中絶は戦前の刑法（1871 年）で例外なく処罰の対象とされていたが、旧東ドイツ地域では 1972 年、旧西ドイツ地域では 1976 年に合法化し、統一後は 1995 年に刑法が改正され、妊娠 12 週以内を条件に、適切なカウンセリングを受ければ可能となっている。1997 年現在、旧西ドイツ地域 14.5、旧東ドイツ地域 27.4、全体 16.1 で東西格差が大きい。

日本は先進国の中でも人工妊娠中絶率が高いことで知られているが、1960 年の 66.2 から 1974 年の 33.5 まで徐々に減少した（丙午を除く）が、その後、増加に転じ、一時、40.0 まで上昇した。1990 年以降に再び低下、それでも 2002 年現在 28.5 と、旧東ドイツ地域と同じ水準にある。

9 . 結婚・離婚・同棲などの動向

周知のように、出生力の動向には、結婚・同棲・離婚などが影響する。とりわけ、近年の先進国における出生力低下では、非婚化や晩婚化が、またこれを補う形での同棲の増加、離婚率上昇にともなう結婚の不安定化などが注目されている。

期間合計初婚率（50歳未満までの年齢別初婚率の合計）を見ると（図表2-21）フランスは、1964年頃まで1を上回り殆ど皆婚状態にあり、1950年代後半から始まった結婚ブームが、このあたりまで続いていたことがわかる。しかし、その後、1968年まで低下、1972年まで再上昇、再び低下し、1993年頃には0.5という低水準に達したが、1995年以降、再び上昇し、2002年現在は0.60前後と、ドイツと同じ水準まで回復して来ていることがわかる。

旧西ドイツ地域も女子の合計初婚率は、1968年頃まで1以上という皆婚水準を保っていたが、1970年代に入り急速に低下し1980年代以降は0.6前後の低い水準で推移している。これに対し、旧東ドイツ地域では、当初、旧西ドイツ地域と同じ傾向が見られたが、1975年頃から再上昇し1978年から1983年まで再び低下、また1988年まで上昇し、ベルリンの壁崩壊前後から急落する複雑な動きを示しており、家族政策や社会主義体制崩壊の影響がみられる。しかし、1991年に0.31を記録した後は急速に回復しつつあり、徐々に旧西ドイツ地域の水準に近づいている。

日本については連続したデータが入手できなかったが、1960年の0.67から1975年の0.83まで上昇傾向にあり、その後低下したとはいえ、非婚化が進んだといわれる1990年代以降もまだ0.7以上と、依然、高い水準にある。従ってフランスやドイツと比較する限り、まだ結婚という制度が標準的なライフスタイル（結婚のタイミングはともかく）として安定していることが確認できる。

これに対し平均初婚年齢は、フランスが1960年の23.4歳から低下して、1972年の22.5歳で底を打ち、以降上昇の一途を辿り、2001年28.1歳と、もっとも晩婚化が進んでいる。

ドイツでは、1960年の旧西ドイツ地域23.7歳、旧東ドイツ地域22.6歳から急速に低下、旧西ドイツ地域では22.5歳（1975年）、旧東ドイツ地域では21.7歳（1978年）で底を打ち、以降上昇に転じ、現在まで晩婚化が進んでおり、1997年の女子の平均初婚年齢は、旧西ドイツ地域26.8歳、旧東ドイツ地域26.0歳となっている。

日本は1960年で24.4歳と、フランス、ドイツと比較して高く、以降1972年の24.2歳で底打ちし、以降、上昇し2002年27.4歳とドイツより晩婚化が進んでいる。先にも述べたように、このような晩婚化と、平均出生年齢や第1子平均出生年齢の上昇は明らかにリンクしており、晩婚化・晩産化によって、結婚期間に占める妊娠可能期間が短縮し、第2子、第3子の出生が困難となる傾向が今後も続くと考えられる。

晩婚化・晩産化とともに、結婚期間に占める妊娠可能期間が短縮するものとして、離婚が挙げられる。粗離婚率（図表2-23）³⁾で、その傾向を見ると、フランスは1960年の人口千人あたり0.66から1995年の2.06まで上昇した。以降、低下し始め2001年現在1.90

³⁾ 結婚と同様に合計離婚率を検討すべきだが日本のデータが入手できなかったため、比較が可能な粗離婚率を用いた。

である。旧西ドイツ地域は、1960年の0.88から2000年の2.46まで、徐々に上昇を続けている⁴⁾。旧東ドイツ地域は1960年の1.43から1986年の最高3.15まで上昇。ベルリンの壁の崩壊で急落したが、再び上昇を開始している。旧西ドイツ地域の水準に追いつきつつあり、2000年現在1.94となっている。日本は世界的にも離婚率が低いことで知られていたが、1960年の0.74から徐々に上昇を続け、2000年現在で2.10、2002年では2.30まで上昇し、旧西ドイツ地域の水準に肩を並べるようになっている。

非婚化・晩婚化による結婚期間に占める妊娠可能期間の短縮を補うものとして同棲が考えられるが、近年は、スウェーデンなどの事例から高い婚外出生割合とともに同棲率の高い地域ほど出生力も高くなるといわれている。残念なら同棲については現在までのところ1990年代初頭のデータしかないが、それによれば、フランスの20歳-24歳の同棲率は、1994年頃で24%、旧西ドイツ地域の倍とやや高いがスウェーデンの44%ほどではない。また30歳以上では半減傾向がみられ、結婚同様のライフスタイルとして定着しているとはいえない。

ドイツの20歳-24歳の同棲率も1992年-1995年頃で、旧西ドイツ地域12%、旧東ドイツ地域16%程度であり、やはりスウェーデンと比べ高いとはいえない。またフランス同様、30歳以上では、この比率がほぼ半分になる傾向がみられ、結婚に取って代わるというよりは、その試行・準備期間としての性質が強いと思われる。このように同棲が結婚に代わるライフスタイルとして定着しない背景として、同棲世帯の不安定性や有配偶と比較した場合の出生率の低さなどが指摘されており、ドイツでは、子供を持つ場合や子供が生まれた場合には、ただちに婚姻関係に入る傾向が強いという(原 2001)。

日本では周知のように同棲は社会的にほとんど認知されておらず、結婚動向基本調査などによれば、その割合は20歳・24歳と25・29歳で1%程度、それ以上の年齢階層ではほとんど0%となっている。ただし、その分、日本の方が結婚関係にある割合が高く、結婚と同棲を合計した同居パートナーを持つ割合では、高年齢になるほど、その水準は高くなっているといえる(岩澤 1999)。

10．出生力格差と家族政策の影響

すでに述べたように、2002年現在の合計特殊出生率は、フランスが1.82、ドイツが1.31、日本が1.32(2003年1.29)となっており(図2-3)、フランスの出生力回復と、ドイツの出生力の低迷、日本の出生力のさらなる低下という、各々、異なった出生動向が確認できる。もっとも回復してきたとはいえ純再生産率はフランスが2002年現在0.91、ドイツが

⁴⁾ページ：17

[0]1977年に離婚法が改正され、1978年に一時的に落ち込み、1979年からまた再上昇した。これは法律改正による影響のあらわれ方として一般的である。法改正の議論が進むにつれて、その結果を待つ形で、離婚手続きや訴訟が遅れ、逆に改正・施行後は、先延ばし分が取り戻されることになり、急激に元のトレンドに戻るので、中間の年が落ち込む。日本の1966年の丙午の前年と、翌年の動きなども同様である。

2001年現在0.65、日本が2002年現在0.64と、いずれの国でも1975年以来、すでに長期にわたり出生可能年齢の女性が再生産されておらず、現在までのところ基本的な出生力状況に変わりはないといえよう。

ただカンタムとテンポによる分析から明らかなように、潜在的な出生力回復の可能性という点では、フランスの場合、晩婚・晩産化によるタイミング効果が収まれば(TI=1となれば)、TFRが再生産水準近くまで回復する可能性がある(QIは依然2.00の水準を維持している)のに対し、ドイツと日本はQIがすでに1.50あたりまで低下しており、タイミング効果が収まったとしてもTFRが再生産水準まで回復する可能性は少なく、この違いは大きいといえよう。

そこで問題となるのは、なぜ、フランスではQI(コーホートの完結出力の水準)が依然、再生産水準を維持しているのに対し、ドイツや日本では、これが2を大幅に下回るようになってきているのかという点である。

この違いの鍵を握るのが出生順位別出生割合、とりわけ第3子の出生動向で、フランスの場合(図2-9)は1964年頃から始まった出生減退が収まった後、1977年頃から上昇に転じ、1981年頃、一度、ピークを迎えた後、再度、低下したが、1984年以降、再度、上昇、1988年頃をピークに再び減少に転じているが、それでも1996年現在、全出生の14%程度を維持している。これに対し、ドイツ(図2-10)と日本の場合(図2-12)は12%水準を低迷しており、とりわけ日本の場合、1990年以降の低下が著しい。

同様の動きは30-34歳の年齢階級別出生率でも観察でき、フランスの場合(図2-13)は、1964年頃から始まった出生減退が収まった後、1979年頃から上昇に転じ、1981年頃、一度、ピークを迎えた後、再度、低下したが1984年以降、再度、上昇に転じ、2001年現在の女子1000人あたり554という高い水準に達している。これに対し、旧西ドイツ地域では、やはり同じような晩産化によるキャッチアップがあったものの387に留まっており、日本の場合も444と遠くフランスに及ばず、近年はむしろ低下し続けている。

つまり、フランスと、ドイツ・日本との、現在の出生力格差の背景には、第2子から第3子への子供数の拡大(パリティ拡大率)の差や、それを含めた30-34歳という高年齢でのキャッチアップの力強さの違いがあると考えられる(Kojima/Rallu 1998)。

フランスは長年にわたり第3子以降の出生支援を中心に強力な家族政策を推し進めてきたことで有名な国であり、とりわけ1985年には育児親休暇手当や乳幼児手当の制度が「第3子から対象」に導入された経緯があり、このような家族政策の影響が2子から第3子への子供数の拡大(パリティ拡大率)や年齢でのキャッチアップの力強さに影響している可能性は否定できない。

しかし、その一方、コーホートの出生順位別出生割合の歴史的推移を比較すると、フランスの場合(図2-1)は、すでに1930年出生の母親あたりから第4子以上の割合が急速に減少し、これとは逆に第2子の割合が急速に増加、2子で出生を完結する形が主流となっていたが、この少子化は、主として第4子以上の出生数の減少によるものであり、第3子は第2子と並んで歴史的にはむしろ増加傾向にあり、また無子割合も低下傾向にあった。

これに対し、ドイツでも第2子が主流となっていたが、3子以上の割合は1931/35年の出生コーホートの33%をピークに低下に転じ、もっとも若い1956/60年の出生コーホートでは15%と低迷しており、フランスより家族規模の縮小がはるかに進んでいること、ま

たドイツでも 1931/35 年の出生コーホートまでは無子割合が低下していたが、その後、増加に転じ、もっとも若い 1956/60 年の出生コーホートでは、フランスが 10%以下であるのに対し約 25%と非常に高い水準に達していることなど、家族形成やその規模に対する社会規範の歴史的な相違が観察される。

また日本の場合も 2 子が主流と占めるようになったが、フランスやドイツが 30%台であるのに対し、最も若い 1953 年・1957 年出生コーホートで 52.9%と、2 子への集中が突出している点や、比較的最近までまた無子・1 子の割合が低かったなどの特徴も見られる。

つまり、フランスに見られる、2 子から第 3 子への子供数の拡大（パリティ拡大率）や高年齢でのキャッチアップの力強さは、家族政策の結果というよりも、むしろ、フランスの家族政策自体が、このような長期出生動向や家族規範の変化に適応する形で、採用されてきたのではないかと考えられる。

いずれにせよ、家族政策が出生力に与える影響を特定することは容易でなく、またその方法についても様々な議論がある（小島宏 1989）が、フランスやドイツの場合、さらに考慮しなければならないのが外国籍出生の影響である。

今回の分析では近年のデータが得られなかったが、（小島 1996：168）によれば、フランスの場合、「1980 年代における全嫡出出生数の 85%-87%は両親ともフランス人であるが、3%-4%は片親が外国人によるもので、両親が外国人によるものが 10%-11%を占めている。しかし第 4 子以上の全嫡出出生数をみると 38%-44%が外国人の両親によるものである」という。またドイツでも 1996 年における全嫡出出生数の 86.7% がドイツ国籍で、13.3%が外国籍であり、1996 年の在住外国人の割合が全人口の 8.9%程度である点から考えても外国人の方が出生力が高いことがわかる。ちなみに 1995 年のデータではドイツ国籍者の粗出生率が 8.9%であるのに対し、外国籍者では 13.8%と約 1.6 倍になっている。これに対し、日本の場合、外国籍の出生割合は 2001 年現在でも 1.0%程度（両親とも外国人）であり、父日本人母外国人 1.11%、父外国人日本人 0.76%と合わせても、全出生の 2.8%を占めるに過ぎない。このような外国籍者の出生がフランスやドイツの出生動向にどのような影響を与えているのか、また日本の場合、今後、どのような影響を与えていくのかについても慎重な検討が必要であろうと思われる。

【文献】

岩澤美帆，1999，「1990 年代における女子のパートナーシップ変容——婚姻同居型から非婚非同居型へ」『人口問題研究』55(2)：19-38.

岡崎陽一，1990，「第 I 章 子供数からみた出生力の変化」毎日新聞社人口問題調査会編『記録日本の人口 少産化への軌跡 家族計画世論調査・20 回全資料』，14-29.

厚生省大臣官房統計情報部編，1999，『人口動態統計 100 年の動向 CD-ROM』(財)厚生統計協会.

厚生省大臣官房統計情報部編，1999，『人口動態統計 (1899-1997) CD-ROM』(財)厚生統計協会.

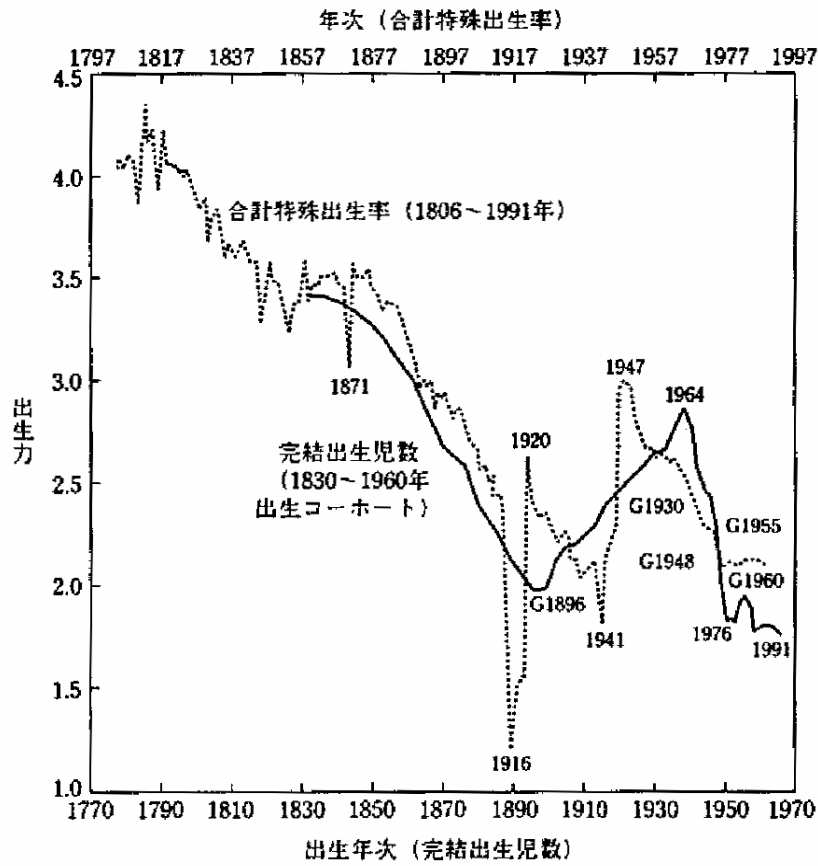
厚生省大臣官房統計情報部編，2002，『平成 11 年人口動態統計 CD-ROM』(財)厚生統計協会

厚生省大臣官房統計情報部編，2002，『平成 12 年人口動態統計 CD-ROM』(財)厚生統計協会

- 国立社会保障・人口問題研究所，2004，「人口統計資料集 2004」『人口問題研究資料』309.
- 国立社会保障・人口問題研究所，2004，「わが国夫婦の結婚過程と出生力（平成 14 年 第 12 回 出生動向基本調査）」『調査研究報告資料』18.
- 国立社会保障・人口問題研究所，2004，「わが国独身層の結婚観と家族観（平成 14 年 第 12 回 出生動向基本調査）」『調査研究報告資料』19.
- 国立社会保障・人口問題研究所，2005，「人口統計資料集 2004」
 (<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2004.asp?chap=0>).
- 小島宏，1989，「出生促進政策の有効性」『人口問題研究』45(2): 70-87.
- 小島宏，1996，「第 5 章 フランスの出生・家族政策とその効果」阿藤 誠編『先進諸国の人口問題・少子化と家族政策』東京大学出版会，157-193
- 原 俊彦，2000a，「ドイツの出生動向と家族政策」『北海道東海大学紀要人文社会科学系』北海道東海大学，13: 149-175.
- 原 俊彦，2000b，「ドイツにおける無子の広がりとその背景」『人口問題研究』56(4): 70-87.
- 原 俊彦，2000c，「ドイツの家族政策の特徴と受容」『現代社会学研究』北海道社会学会，14: 73-93.
- 原 俊彦，2001，「旧西ドイツ地域における同棲の広がりとその要因」『家族社会学研究』13(1): 87-97.
- 福田亘孝，1999，「日本における第一子出産タイミングの決定要因」『人口問題研究』55(1): 1-19.
- Council of Europe, 1999, *Demographic development In Europe 1999*, Council of Europe. (CD-ROM)
- Council of Europe, 2000, *Demographic Development In Europe 2000*, Council of Europe. (CD-ROM)
- Council of Europe, 2001, *Demographic Development In Europe 2001*, Council of Europe. (CD-ROM)
- Council of Europe, 2002, *Demographic Development In Europe 2002*, Council of Europe. (CD-ROM)
- Council of Europe, 2003, *Demographic Development In Europe 2003*, Council of Europe. (CD-ROM)
- Dorbitz, J. and K. Gartner, 1998, "Bericht 1998 über die demographische Lage in Deutschland mit dem Teil B", *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, JG 23(4): 373-458.
- Deutscher Bundestag Referat Öffentlichkeit (Hrsg.), 1998, "Demographischer Wandel- Zweiter zwischenbericht der Enquete-Kommision" *Demographischer Wandel: Herausforderungen unserer alter werdenden Gesellschaft an den einzelnen und die Politik*, Bonn
- Klijzing E. and M. Macura, 1997, "Cohabitation and Extra-marital Childbearing: Early FFS Evidence" in IUSSP(International Union for the Scientific Study of Population), International Population Conference, Beijing 1997,2: 885-901.
- Kojima, H. and J.-L. Rallu, 1998, "Fertility in Japan and France", *Population: An English Selection*, 10-2: 319-348

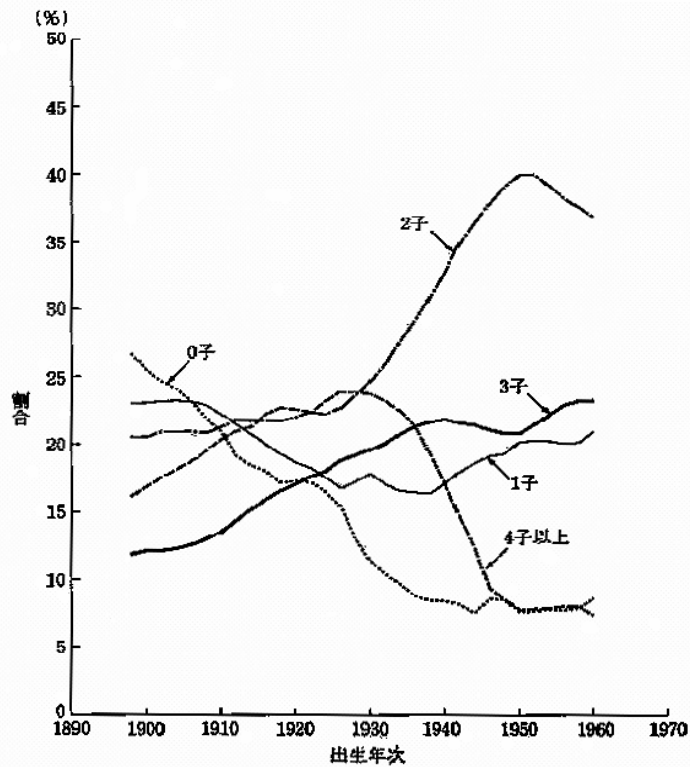
Schwarz, K., 1999, "Rückblick auf eine demographische Revolution Überleben und Sterben, Kinderzahl, Verheiratung, Haushalte und Familien, Bildungsstand und Erwerbstätigkeit der Bevölkerung in Deutschland im 20. Jahrhundert im Spiegel der Bevölkerungsstatistik". Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft, Jg.24(3), Opladen: Verlag Leske+Budrich, 229-279

図表2-1 フランスの合計特殊出生率と完結出生児数の変化 1885年-1997年



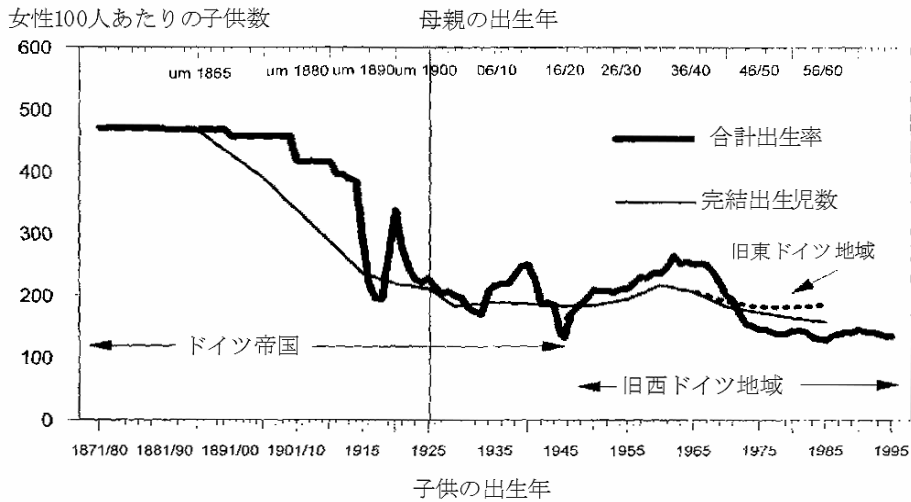
出典: 小島宏 1996:160

フランスにおける出生コーホート別女子の完結出生児数別分布



出典: 小島宏 1996:163

図表2-2 ドイツの合計出生率と完結出生児数の変化 1865-1995年



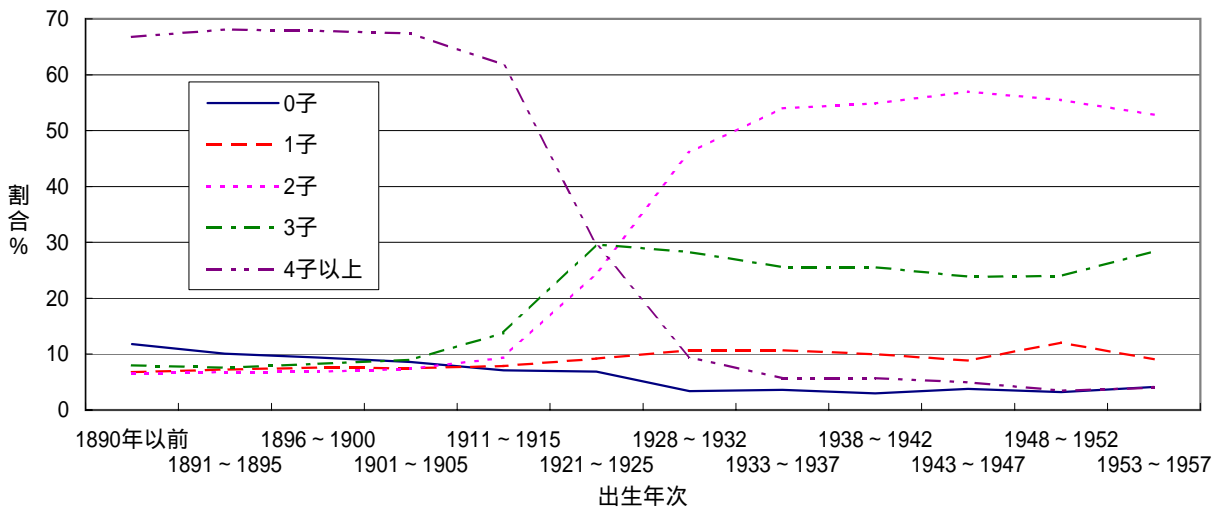
出典: Schwarz, 1999:239

旧西ドイツ地域における出生 cohorts 別女子の完結出生児数別分布



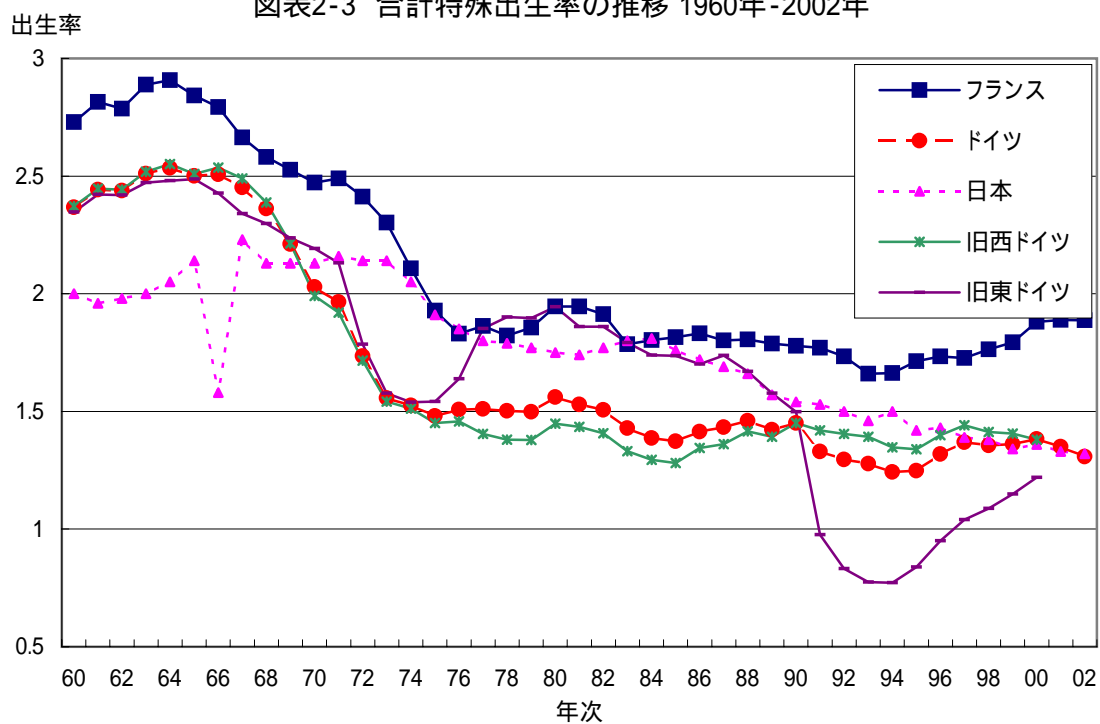
出典: Schwarz 1999:242 より作図

日本における出生 cohorts 別女子の完結出生児数別分布



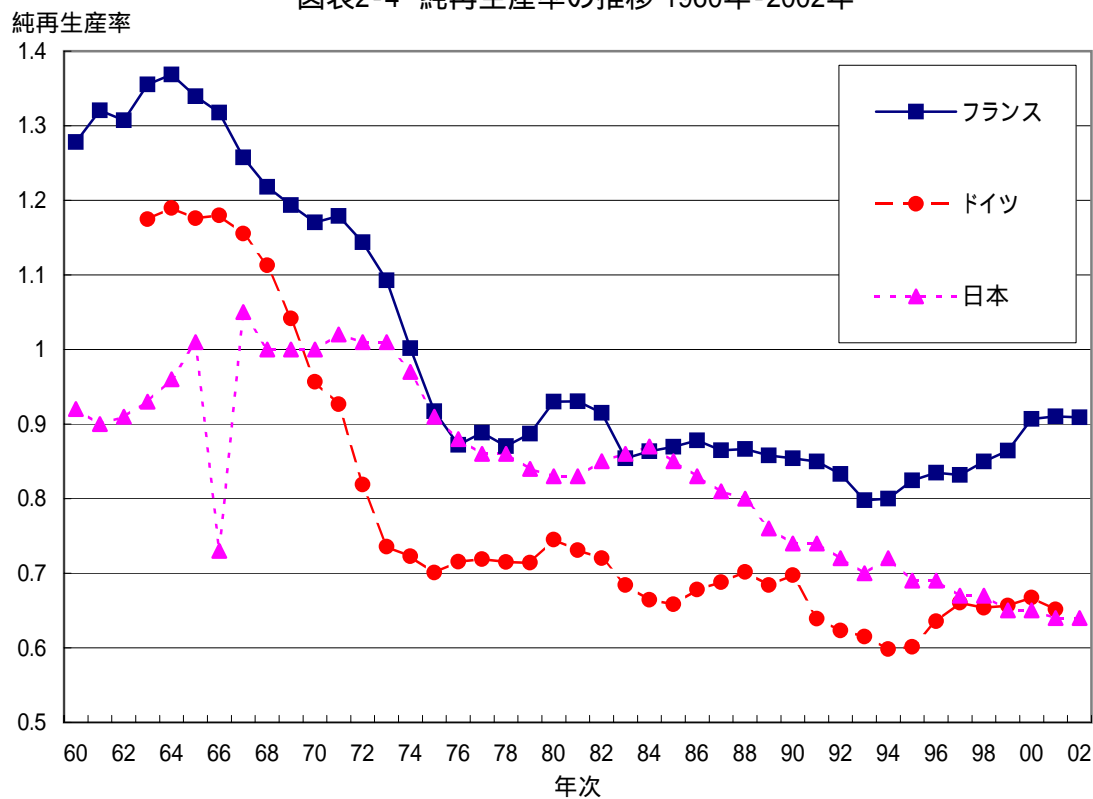
出典: 国立社会保障・人口問題研究所 2005:「表4-28 出生 cohorts 別妻の出生児数割合及び平均出生児数:1890年以前~1957年生まれ」より作成。

図表2-3 合計特殊出生率の推移 1960年-2002年



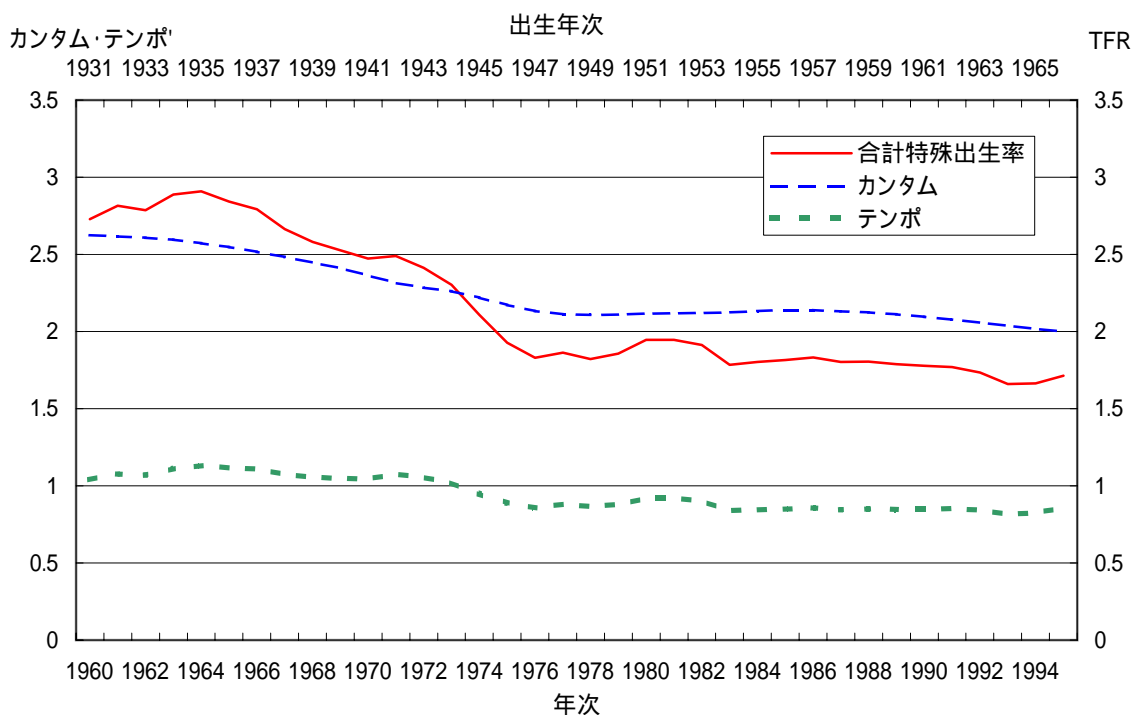
出典: Council of Europe,2003より作成

図表2-4 純再生産率の推移 1960年-2002年



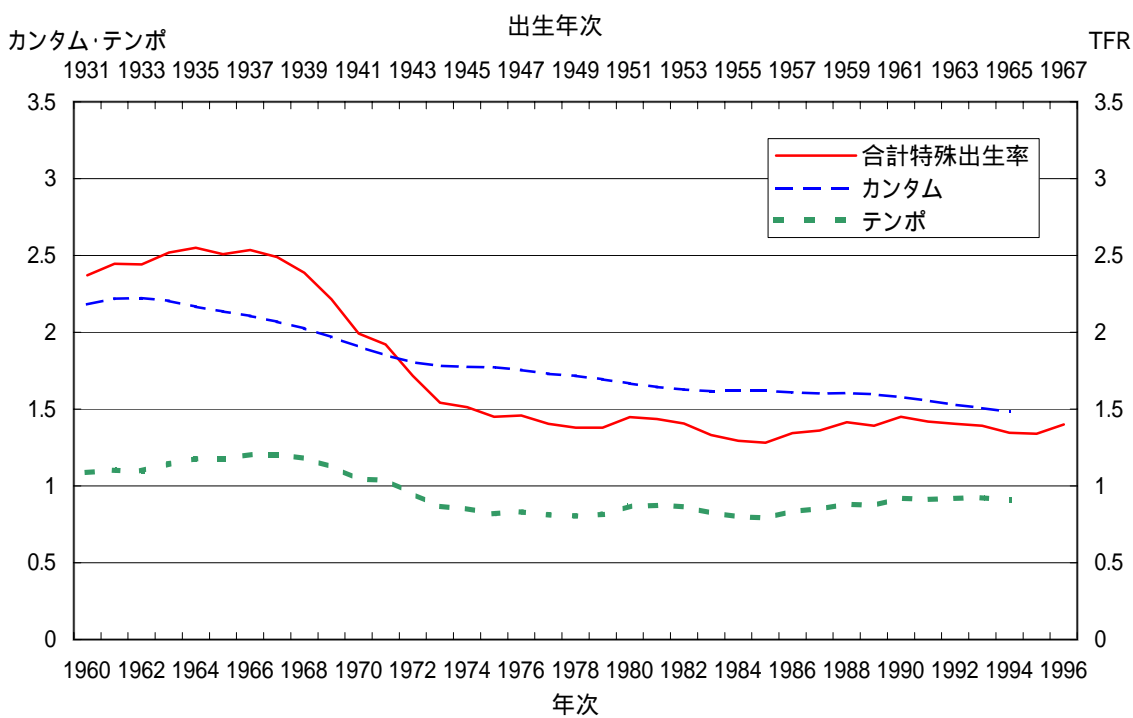
出典: Council of Europe,2003より作成

図表2-5 カンタムとテンポ:簡易法 (フランス)



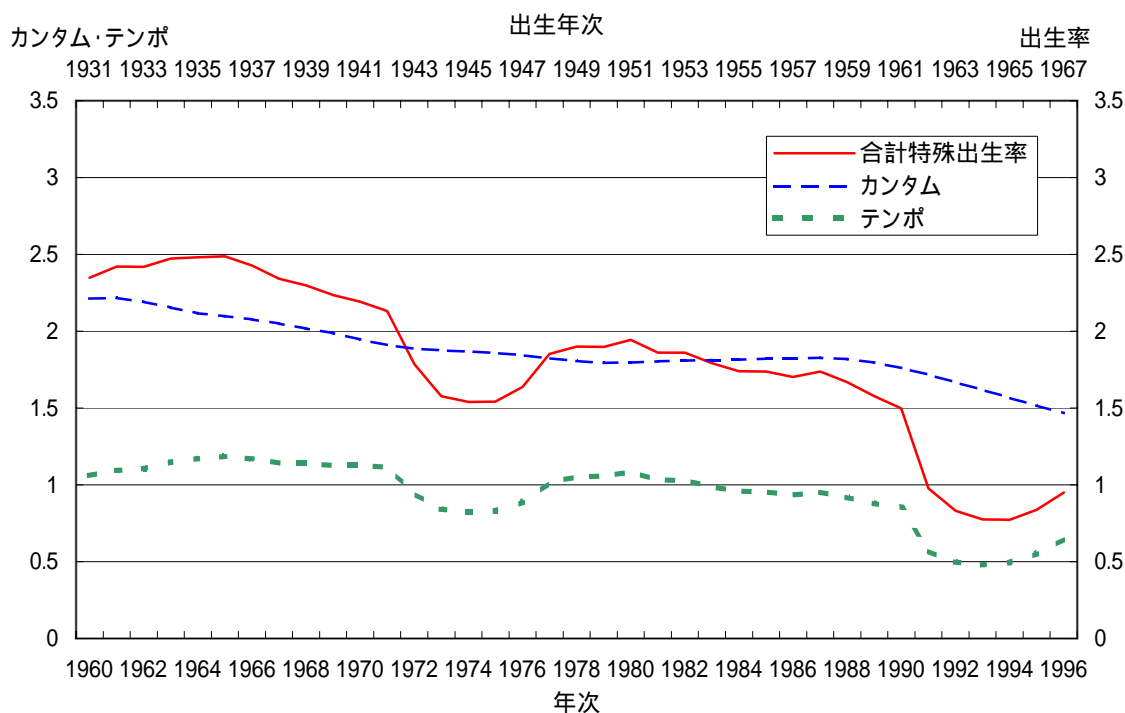
出典: Council of Europe,2003より算出。

図表2-6 カンタムとテンポ:簡易法 (旧西ドイツ地域)



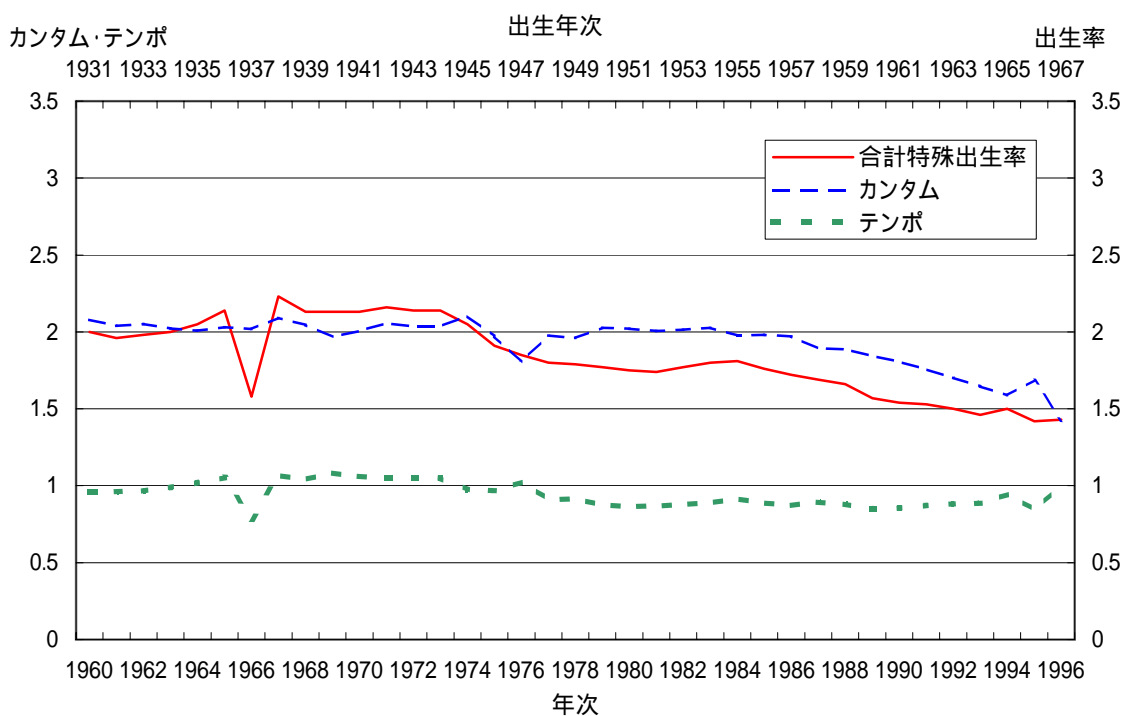
出典: Council of Europe,2003より算出。

図表2-7 カンタムとテンポ：簡易法（旧東ドイツ地域）



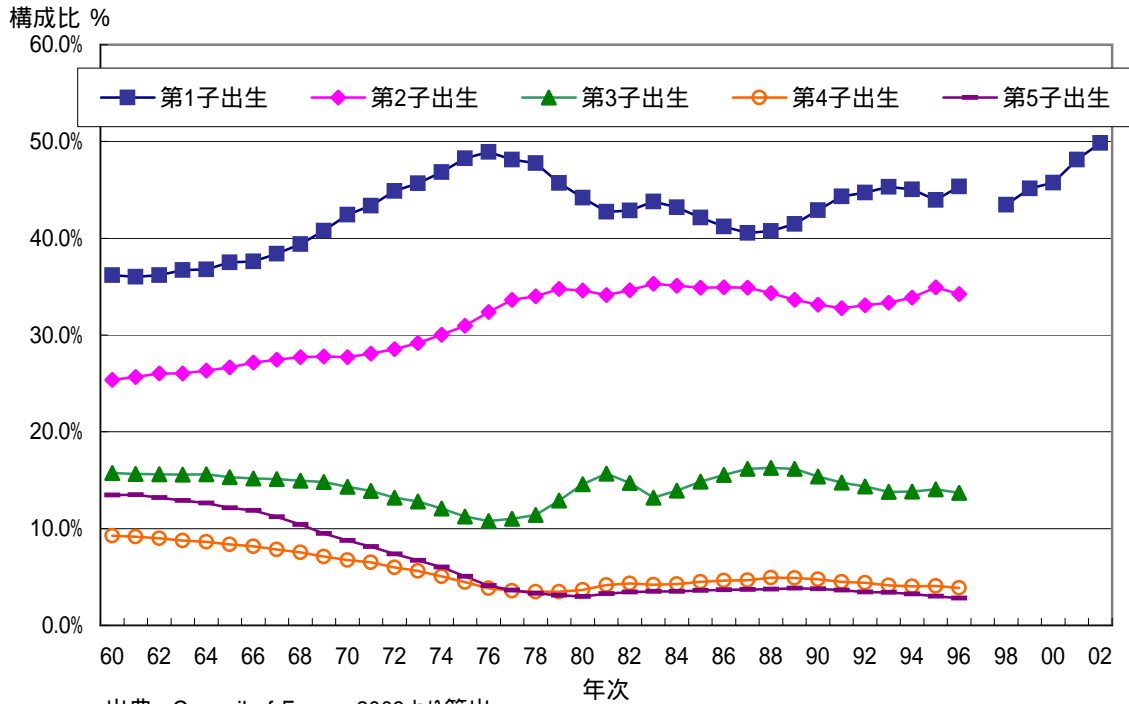
出典：Council of Europe,2003より算出。

図表2-8 カンタムとテンポ：簡易法（日本）

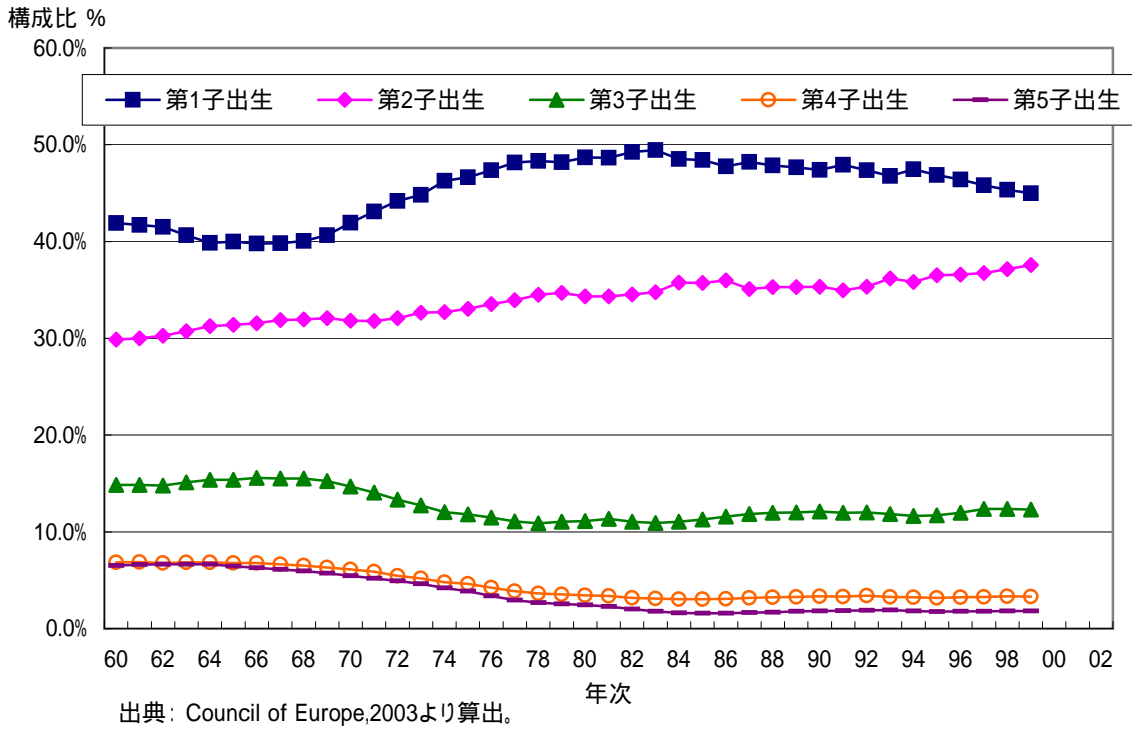


出典：1947年から2000年の各歳別出生率を国立社会保障・人口問題研究所より入手。
期間・コーホート別に積算して作成。

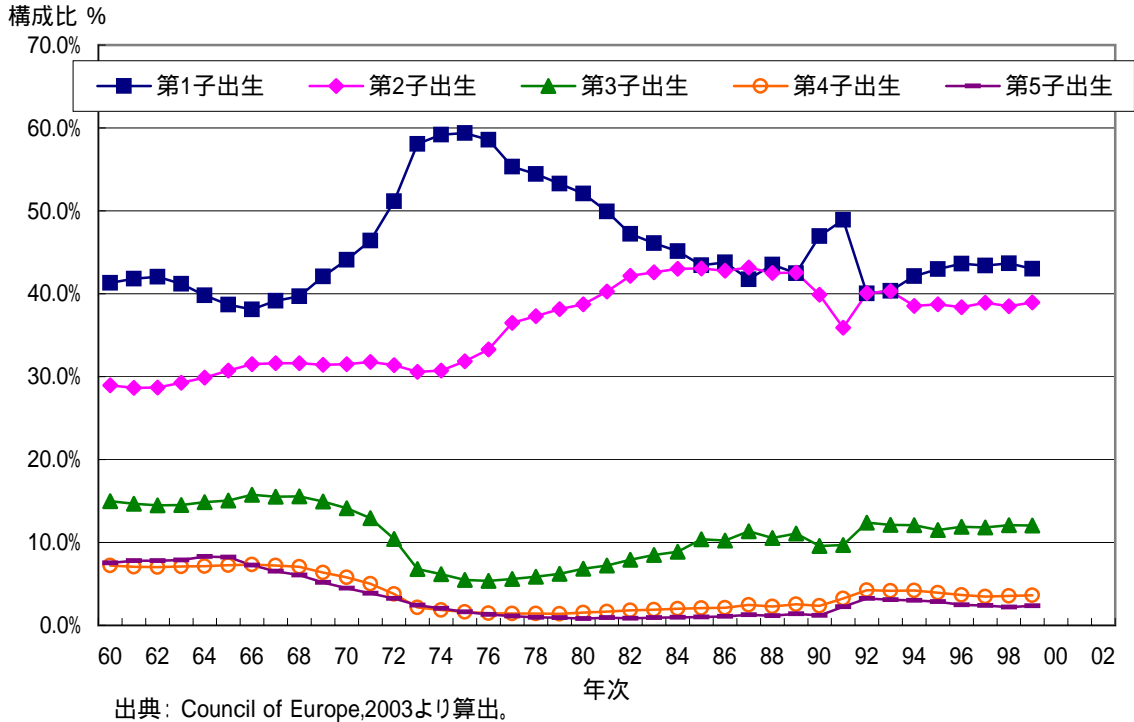
図表2-9 出生順位別出生数の構成比% : フランス 1960-2002



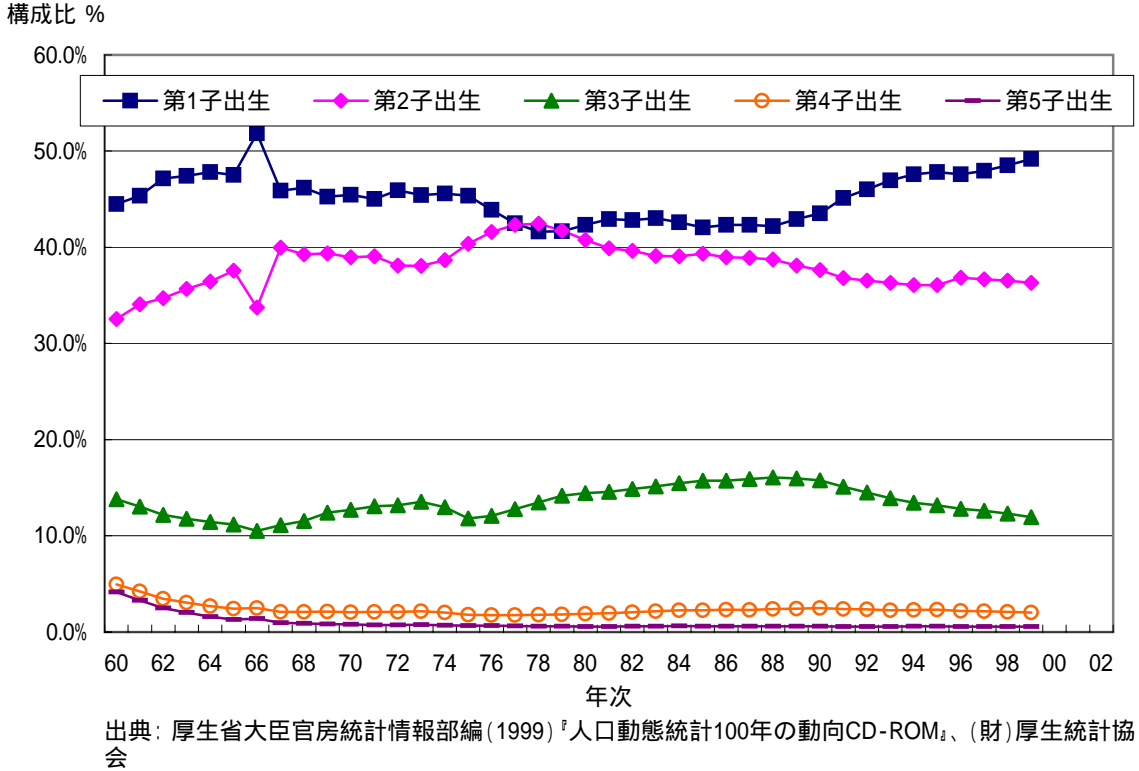
図表2-10 出生順位別出生数の構成比% : 旧西ドイツ地域 1960-2002



図表2-11 出生順位別出生数の構成比%：旧東ドイツ地域 1960-2002

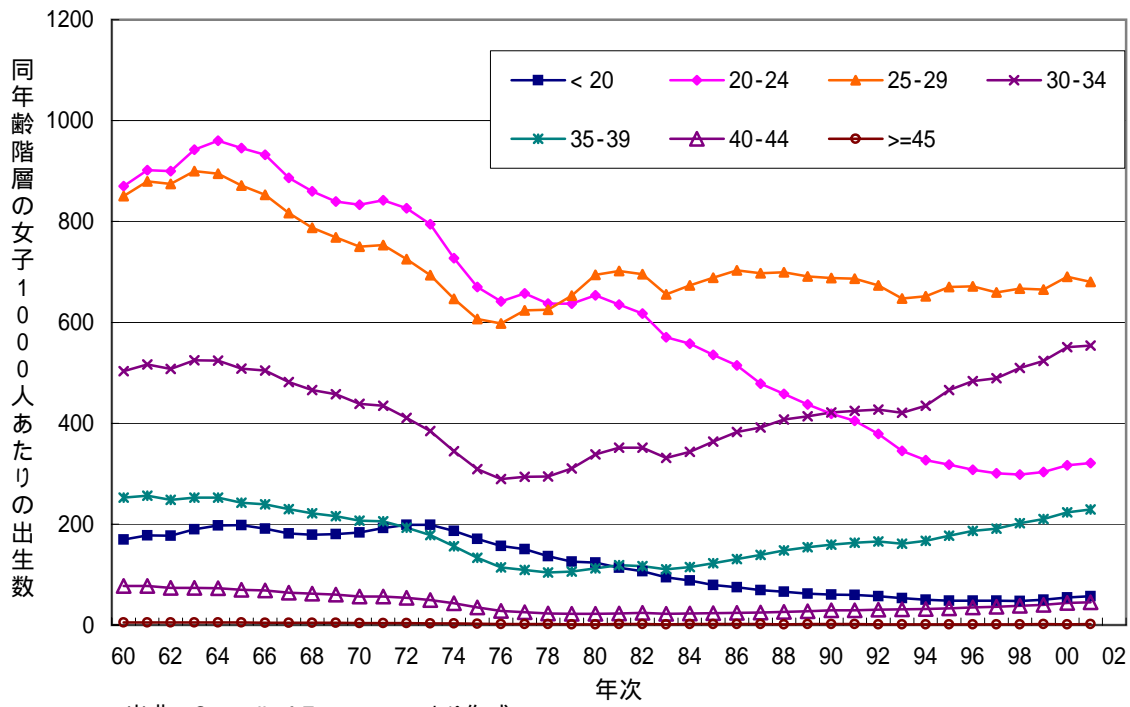


図表2-12 出生順位別出生数の構成比%：日本 1960-2002

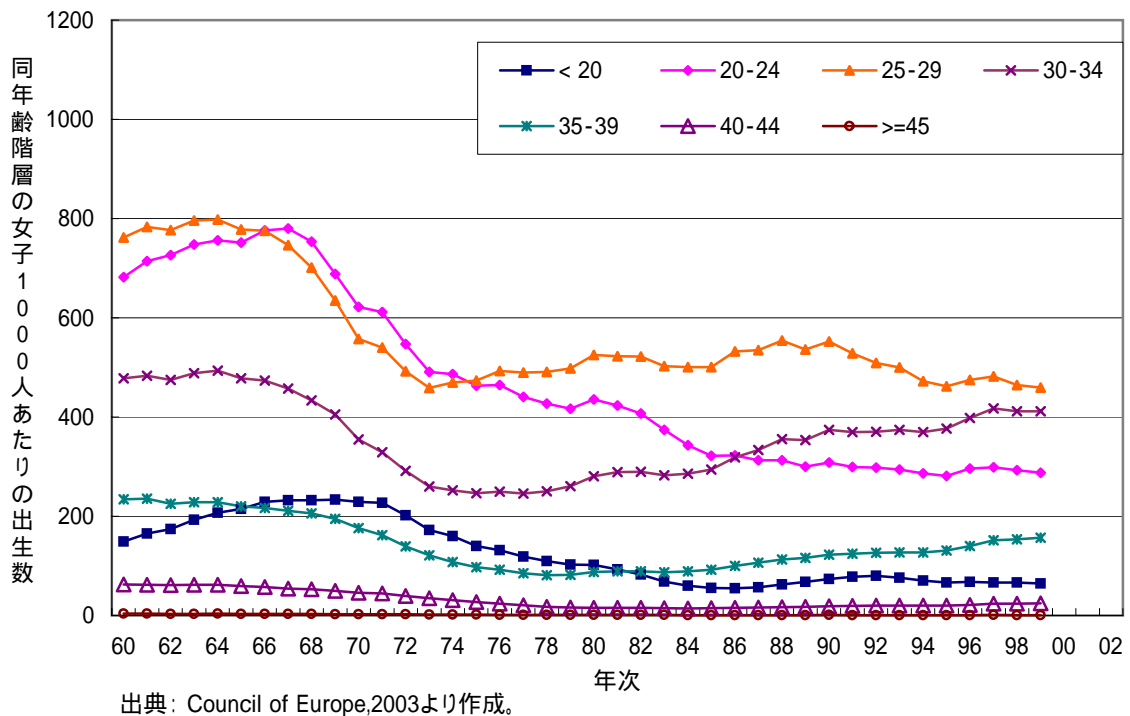


* 1999年以降は、<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Data/Popular2004/04-15.xls>
「一般人口統計 - 人口統計資料集(2004年版) - 表4 - 15 出生順位別出生数：1950～2002年」

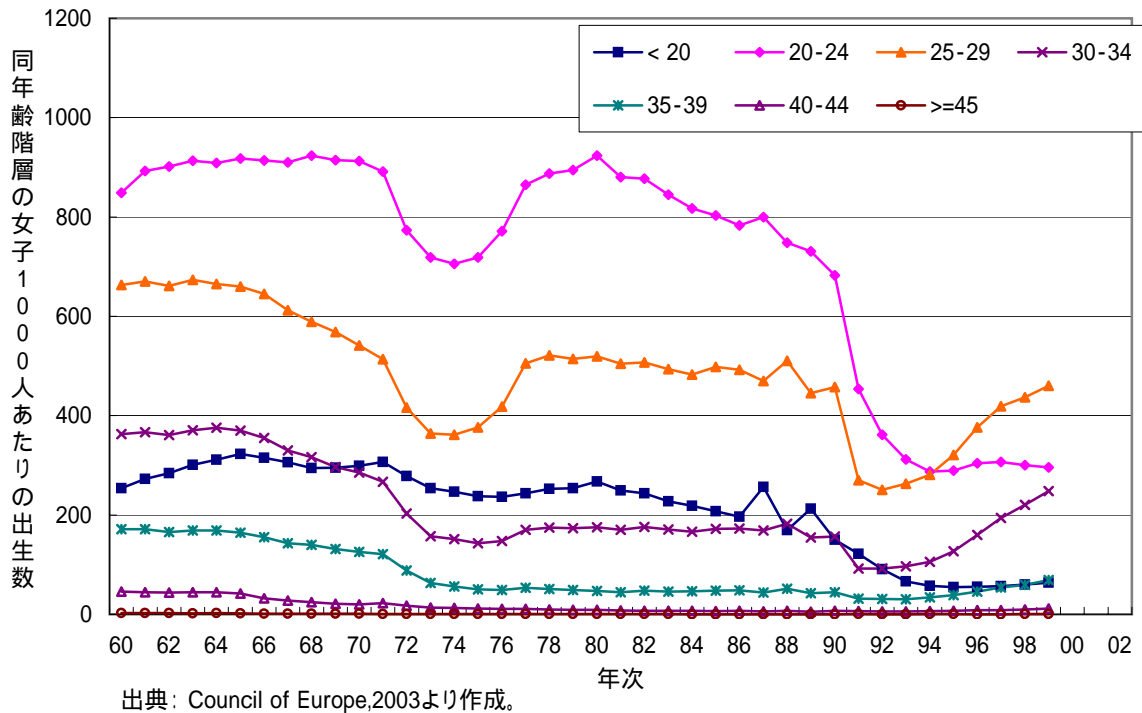
図表2-13 5歳年齢階級別出生率:フランス 1960-2002



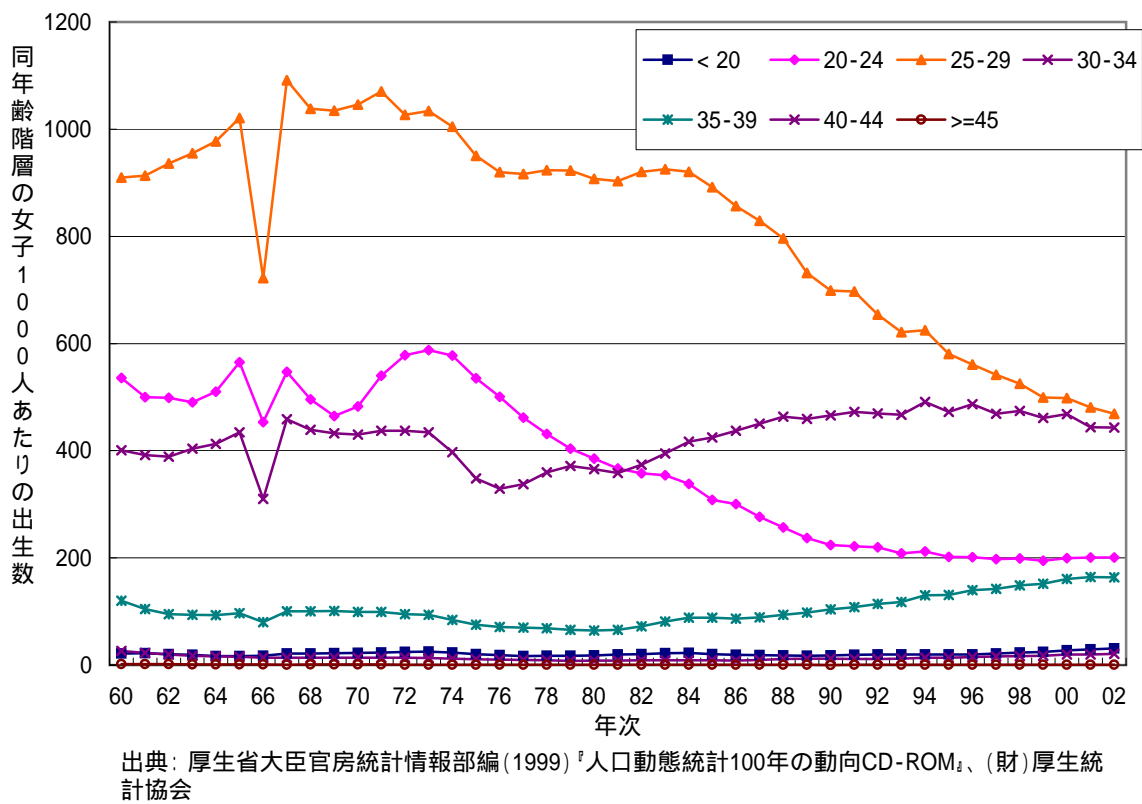
図表2-14 5歳年齢階級別出生率:旧西ドイツ地域 1960-2002



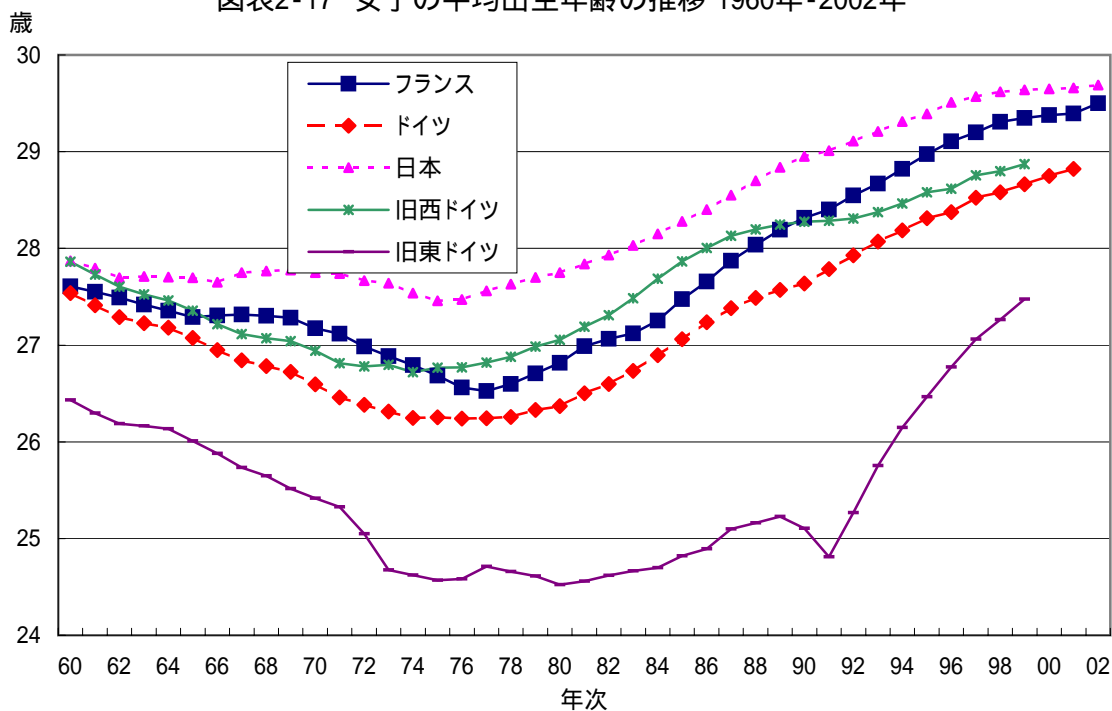
図表2-15 5歳年齢階級別出生率:旧東ドイツ地域 1960-2002



図表2-16 5歳年齢階級別出生率:日本 1960-2002

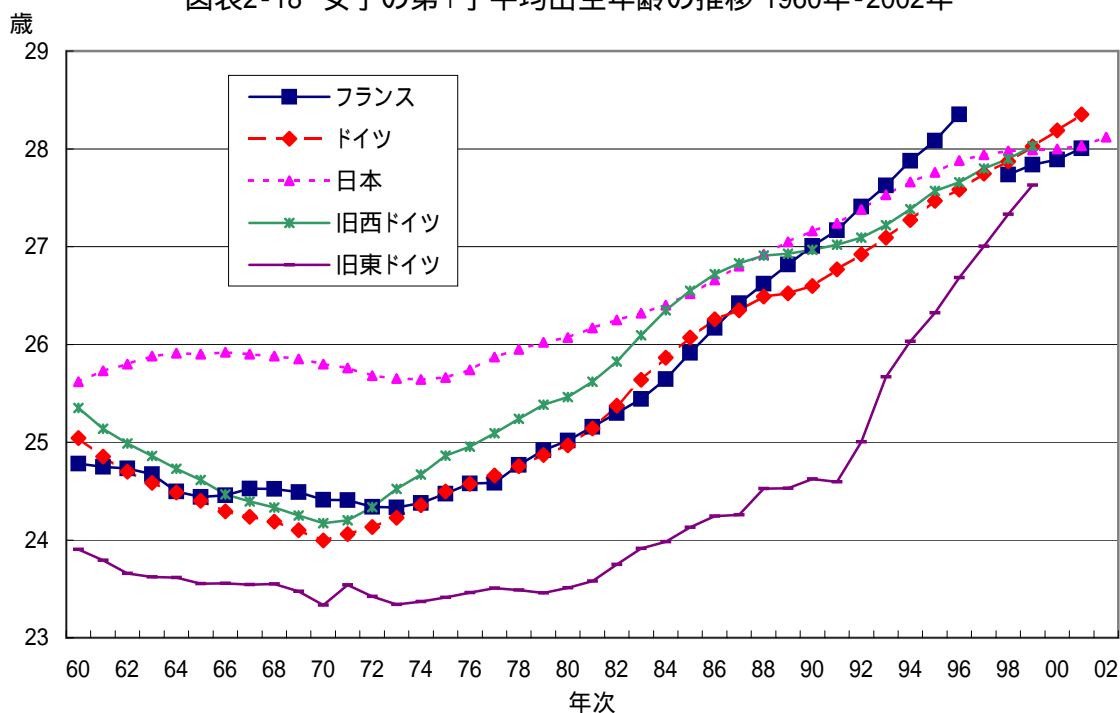


図表2-17 女子の平均出生年齢の推移 1960年-2002年



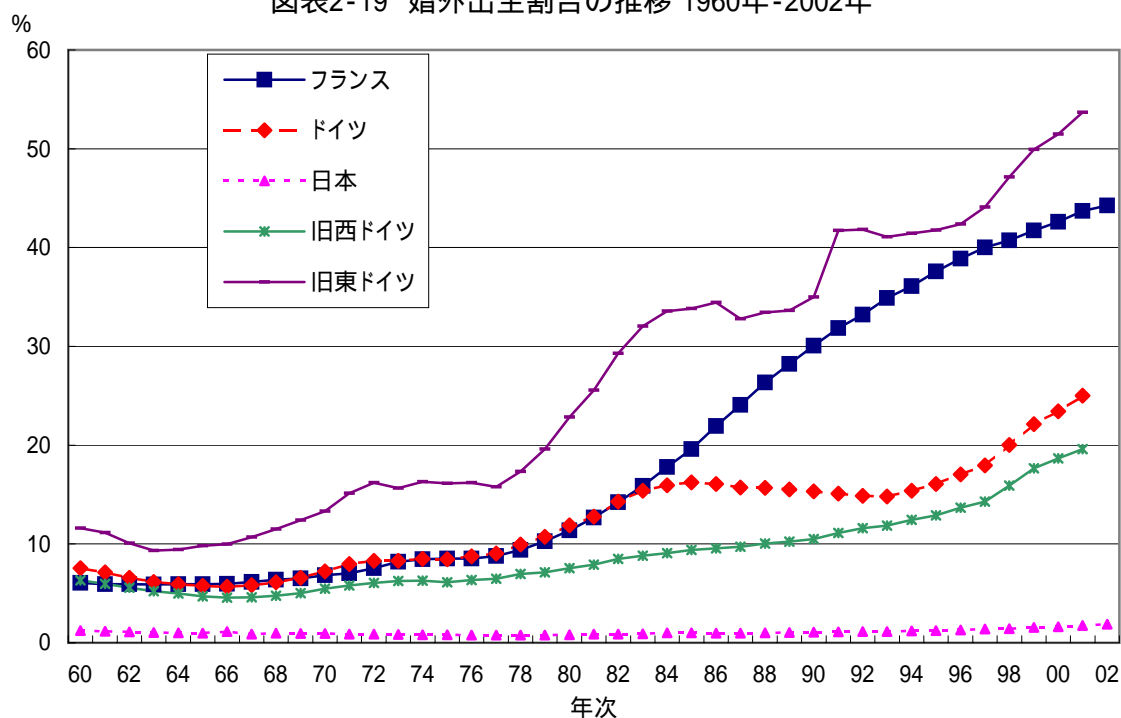
出典: Council of Europe,2003、日本のみ国立社会保障・人口問題研究所より入手した1947年から2000年の各歳別出生率から算出した。

図表2-18 女子の第1子平均出生年齢の推移 1960年-2002年



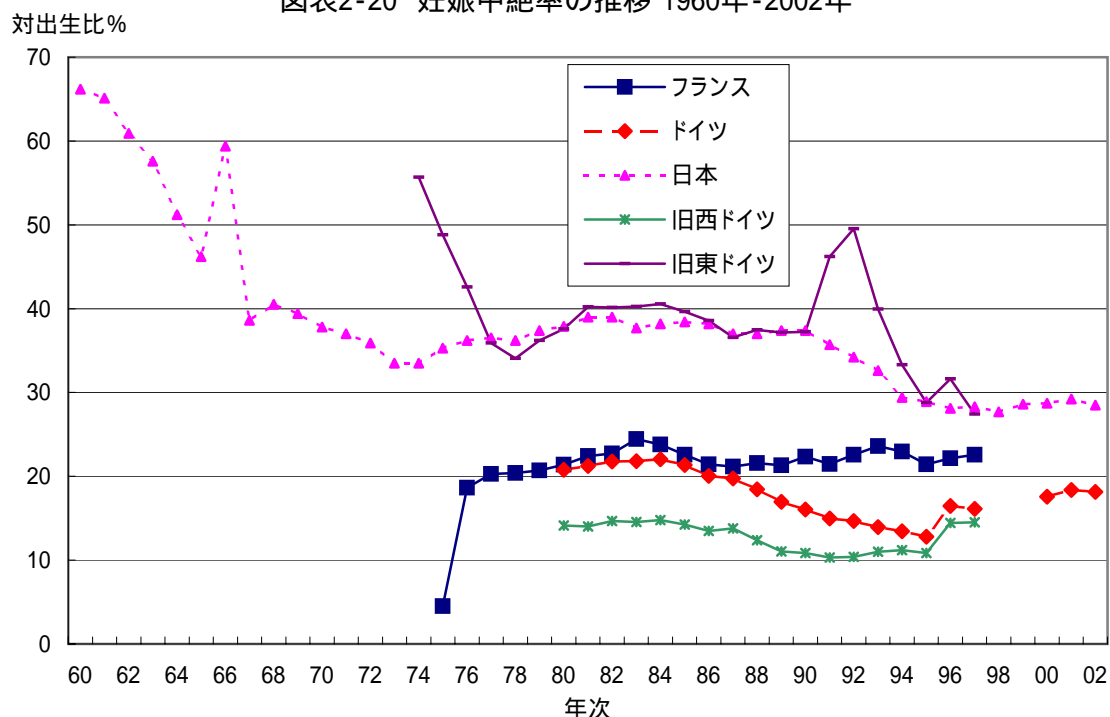
出典: Council of Europe,2003、日本のみ「人口統計資料集2003」

図表2-19 婚外出生割合の推移 1960年-2002年



出典: Council of Europe,2003、日本のみ「人口統計資料集2003」

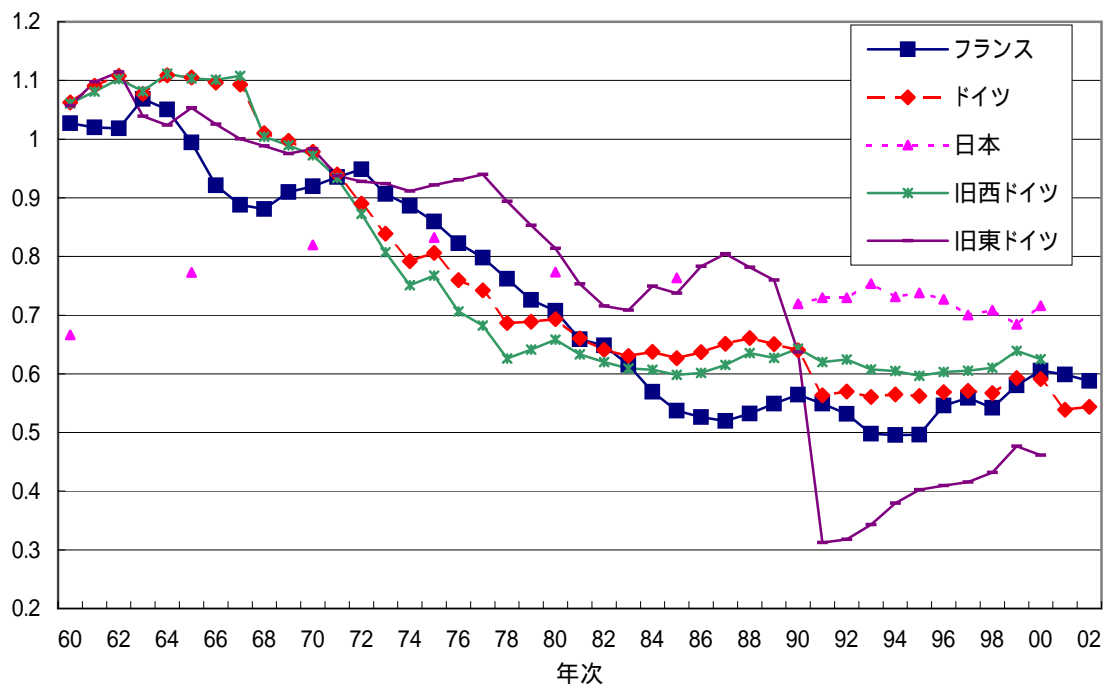
図表2-20 妊娠中絶率の推移 1960年-2002年



出典: Council of Europe,2003、日本のみ「人口統計資料集2003」

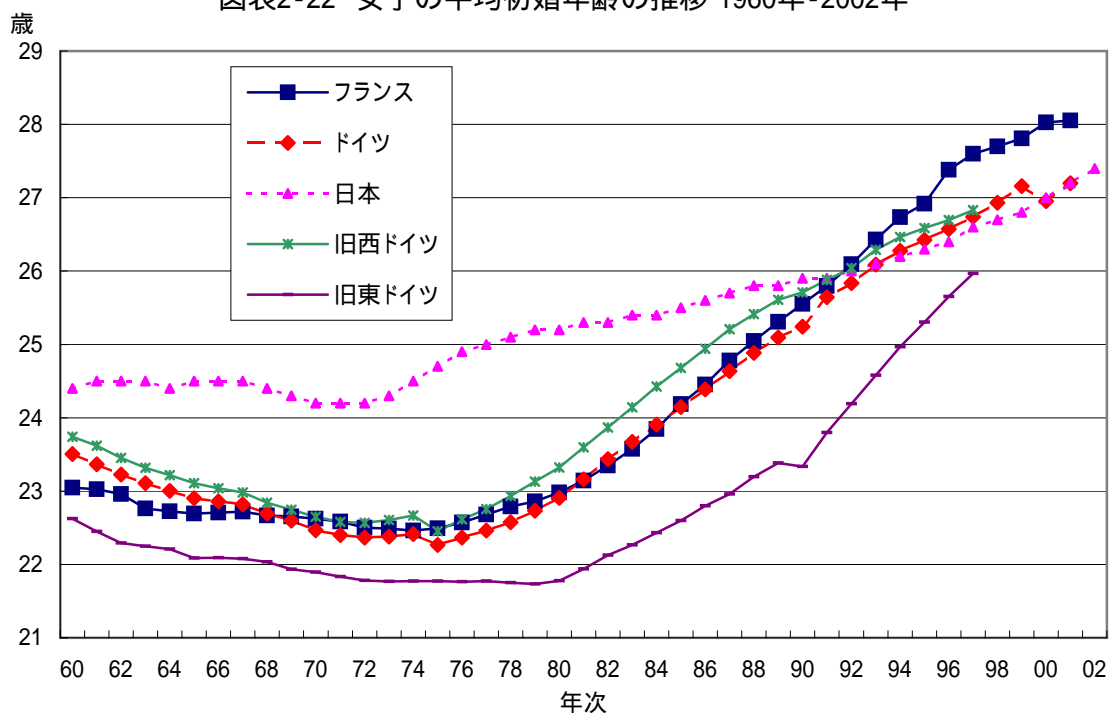
*対出生比は、出生100に対する中絶数

図表2-21 合計初婚率の推移 1960年-2002年



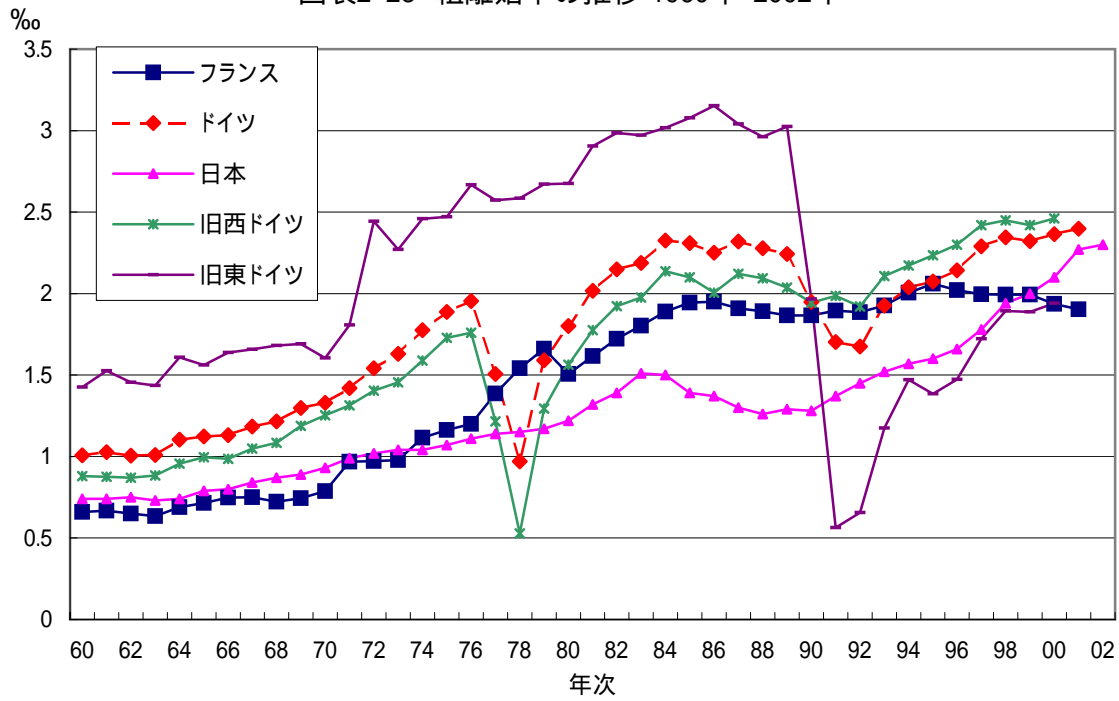
出典： Council of Europe,2003、日本のみ「人口統計資料集2003」

図表2-22 女子の平均初婚年齢の推移 1960年-2002年



出典： Council of Europe,2003、日本のみ「人口統計資料集2003」

図表2-23 粗離婚率の推移 1960年-2002年



出典： Council of Europe,2003、日本のみ「人口統計資料集2003」